

庄園村落の遺構：筑後瀬高下庄の場合

鏡山， 猛

<https://doi.org/10.15017/2331278>

出版情報：史淵. 81, pp.1-65, 1960-05-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



庄園村落の遺構

筑後瀬高下庄の場合

鏡

山

猛

目次

緒言

第一 山門地方の諸集落遺跡

一、遺跡の環境

二、遺跡各説

三、総括

第二 瀬高庄の構成名

一、瀬高庄の成立

二、瀬高下庄の構造

三、瀬高下庄の範囲

第三 名と村落遺構

一、名屋敷の構成

二、環溝住居と名

緒言

筑後矢部川流域の沖積平野は瀬高町より柳河市に及ぶ明海の東辺の低地を形成しているが、弥生期以降の遺跡が豊富である。この地域では農閑期に地下げが行われることが多い。地下げ中に出土する諸遺跡は、弥生期よりも奈良期、平安、鎌倉期に及ぶ遺跡が殊に多いことに気付くのである。海岸に近い沖積低地では一ヶ所の地下げがあると、他の隣接水田の水がかりが悪くなり、連鎖的に地下げが行われる。地面は一度に五十糎—六十糎程度低くなる。その位の地下げで表土層（耕作土層）は全く取去られ、堅穴であれば表層の上面が削り去られ、柱穴の形状位置が地層のなかに帯黒色の腐殖土の姿があらわれてくる。加うるにこの瀬高柳河地方で経営されている多くの煉瓦、瓦製造窯業所の土採り場となつてついる地帯であり、又臨時に土採り地下げが行われる機会も多くこれまでに多くの遺跡が出現した。それ等遺跡の数例についてばかりで本誌に報告した所であるが、^(註1)其の後更に新しい住居遺跡も調査し、集団形態と推察される資料も増加したので、この機会に前に報告した諸例を補訂して新しい資料を追加紹介しようと思う。

最初にこの地の集落環溝遺跡を発表した際には、矢部川の下流肥沃の水田地はそのむかし瀬高庄と呼ばれた地域であることを冒頭に述べたにすぎないが、その後鷹尾文書の探訪を行つて新しい資料も若干補足することが出来たので、ここに改めて遺跡の庄園地内に於ける性格について推考を重ね、さきに発表した諸論文の結考とすることとした。

瀬高の名を文献資料でさぐれば、鷹尾神社文書に最も多くみられる。鷹尾神社はもと矢部川下流の河畔福岡県山門郡大和町鷹尾に鎮座する古社であるが、近世官司鷹尾氏が柳河の三柱神社の祀官を兼ねた所から、関係文書が彼の地にうつされ、近年その一部が鷹尾神社に返還されている。^(註2)更に又瀬高町下庄八幡社に所蔵する「鷹尾樋口社古文書写」はやはりもと瀬高庄の鎮守として鷹尾社とならび称せられた樋口宮にあつたものである。樋口社は現在の省線瀬高駅裏にある小社で

あるが、同社の宮座に伝えていたものと思われる。^(註3) 右のような事情で鷹尾文書は原文書が散逸して、写しによつて伝えられるものが相当多い。下庄八幡宮所蔵写本をつくつた年代は明治末年の頃と思われる。即ち「筑後国瀬高下庄鷹尾別符高良別宮旧記写」と題する一冊の跋文に

此書類筑後国山門郡高畑村（現柳河市）三柱神社境内居住同神社神官鷹尾家に祖先以来所持有之候処、此度神社旧記調に必要有之、鷹尾氏に乞て書写致候也。

筑後国（中略）柳河町士族 蒲池弥吉郎鎮光 明治三十六年十二月七十一一年記之とある。

しかし、その写本は更に遡つて文化十三年に歿した鷹尾豊前守公風の生存中取調べて調製した由が附記されている。旧本の外に別冊があつて校合するに出入があるために、この年の上庄八幡宮写本が調製されたものようである。

なお瀬高庄関係の文書は肥前国深江文書のなかに数通ある。^(註4)

鷹尾社に所蔵する「鷹尾神社古文書写」一冊並びに古文書一卷は下庄八幡社写本ともかれこれ出入があつて、全部を校合しないと完全な鷹尾文書はみられない。史料編纂所採訪の「鷹尾神社文書目録」によつて見ることの出来ない文書も数通に止らない。これは鷹尾文書の相伝が近代になつて三柱神社にうつたことから混乱がはじまる。早く整理されていたけれども、完備した所伝がないままに現在では数通の原文書と多数の写しをみるにすぎない。なお暇をかければ、遺漏の文書を補充することが出来るかも知れない。免も角もこのようにして集め得た文書は百余通に及んでいる。^(註5) 鷹尾文書のうち年号のわかるものは寿永元年を最古として、大部分が鎌倉時代―南北朝時代で室町、江戸時代の数通を含んでいる。

鷹尾文書にみえる瀬高下庄の範囲は後述するように矢部川の下流域にあつて、幸運にも私の逐行し得た諸遺跡の考古学調査と地域的に一致する範囲にあつた。この地域の調査を開始してからすでに十年余を経過した。その間調査を援助して

頂いた地元研究家の堤伝、竹下一、大塚惟憲諸氏の交らざる御協力に深甚な敬意を表しておきたい。

〔註〕

- 1 史淵第六十六輯（昭和三十年十一月刊）拙稿「奈良期の集落遺跡について」

- 史淵第七十八輯（昭和三十四年三月刊）拙稿「環溝住居趾小論」第三章第四節「墳墓にあらわれた集団生活」の項

- 2 鷹尾社文書については元本学の教授であられた竹内理三氏の示教を受けることが多かった。本論文に引用した鷹尾社文書の内容については竹内教授の筆写本を参照させてもらった。文書の内容についても示教を得たいことが多かったが、東京御転任のためその機会が少くなり、間違つた理解が多いことをおそれる。

- 3 下庄八幡の社司外河清良氏は現在樋口八幡の社司を兼務され

ているので、この古文書写を保管されている。この古文書調査に関しては外河氏の御協力によつて九大国史研究室員が写真に収めることが出来た。

- 4 深江文書は佐賀県立図書館所蔵の影写本によつた。最近佐賀県史料集成古文書篇第四冊に公刊された。

- 5 私の写し得た鷹尾社関係古文書は左の通りである。

- 一、竹内氏校合鷹尾社文書写本 九十通
- 一、下庄八幡宮藏本中前記写本にもれたもの 二十二通
- 一、深江文書中右にもれたもの 七通

計 一一九通

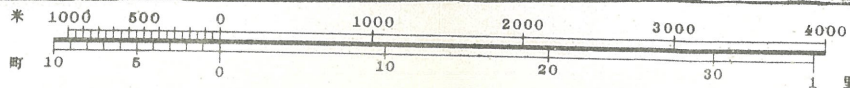
第一 山門地方の諸集落遺跡

一、遺跡の環境

瀬高下庄の範囲については後述するが、附図（第一図）によつてみるが如く、筑後山門郡瀬高町より矢部川の貫流する平地を含めて、旧河口有明海岸に至る間に比定される。瀬高町は現在省線より西に通ずる街並があつて、矢部川が中央を継続している。左岸は上庄右岸を下庄と呼ばれている瀬高町の主要部が今なお地方の中心をなして庄名を称していることは興味深い、平安期以降の瀬高下庄が上庄とどのような関係におかれたかは明瞭でない。今鷹尾別符として見える庄

●名と同じ地名
遺跡

地理調査所五万分一図



内の遺名をひろつてみるならば、瀬高町、三橋町、大和町、柳河市、中島町の範圍にあつて、瀬高町でも北部ともとの東山村に及んでいない。このことによつて瀬高の北部に上庄の範圍を想定することも可能であらう。尤も上庄、下庄の名は現在では地域を限つた字名であるけれども、中世の庄名称は明瞭な境界線を以て区別されるものではなかつたのかも知れない。

ところでここに取扱う地域は、矢部川の支流沖端川を北限とし、東は鹿兒島本線を東限とする扇形の土地に展開されることになる。扇の要に相当する瀬高町の附近は、海拔七―八米の高度であり、町の東と南に展開する水田は五米以下の低地である。矢部川はこの低地を斜に彎曲しながら流れる。矢部川上流では多くの洪水のあとを示しているが、瀬高町以南では曲流して甚だしい蛇行のあとを示している。有明海沿岸の特有の堆積泥土と溝渠網を持つて、北方筑後川の南岸平野につづいている。矢部川下流のあととは現在の地図をみてもわかるが、航空写真では更に判然とする。高柳、東津留、泰仙寺、古川、西津留等の兩岸村落が、右に左に彎曲する流れに現在と全く反対の川岸に置かれるという状態もあつた。更に瀬高の街の南を西に流れる流路のあとともみられ、一方では、鹿兒島本線の東側に沿つてやはり広い流路のあとがみられる。この旧流路は現在の大洪水の時にも溢水の氾濫する方向を示している。即ち或時代にはこの方へ分流或は主流が南方に向つて流れるという時代もあつたのであらう。そのことはこの地方にみられる条里の遺構によつて推測される。矢部川下流域の条里方向は東西―南北の方向をとつているのに、この旧河道よりの東辺―現在の山川村―一帶の条里地割の方向は右岸の条里方格の対角線に平行である。条里整正地割工作の時代から考えれば、この地の河道は大化以前からの流路であり、瀬高下庄の範圍はこの旧河道を東の限界として西方への拡がりをみせていることがわかる。更に有明沿岸に近い庄内の名をひろえば枝光―吉富―稻富―好子田―中島などがある。瀬高町南端吉里の地名を加えて何れも東西―南北方向の山門条里区の西から南にかけての限界に位置している。前記諸名は王朝時代の海岸に近いことを思わせる。(第一図参照) 現

在はその南限線より更に南に四軒前後の汀線の進出をみるのであるが、この範圍の干拓は中世以降の新開地であつて、古代遺跡―平安以前の遺物の発見されない地帯である。瀬高の庄の名田は恐らく新しい干拓地にまでのびていたものであらう。

二、遺跡各説

先づ、最初に今日まで調査し、又は調査を継続している遺跡について調査順に列記しておこう。

一、福岡県山門郡瀬高町金栗遺跡

二、瀬高町上庄遺跡

三、瀬高町鉾田遺跡

四、大和町びわぞの遺跡

五、大和町中島遺跡

六、大和町平木遺跡

七、三橋町垂見遺跡

八、瀬高町藤尾遺跡

九、大和町鷹尾中島遺跡

一、垂見遺跡

山門郡三橋町大字三橋字垂見元避病院跡、

昭和三十三年十二月より町の避病院が撤去され、地下げによつて水田化される際に住居趾の遺構が出現した。筆者は三

十四年二月の地下げ終了まで数回現地に赴いて調査を行った。^(註1)遺物は弥生式土器片と共に土師器及び須恵器を主体として
いる。土師、須恵の年代は平安期を中心としたもので、一部鎌倉初期に及ぶものである。以下に述べる遺構のうちの溝や
竪穴の下底について特に注意して検討した所によると、平安期鎌倉初期に及ぶ遺物を以て埋められていることを知ること
が出来た。なかには弥生式後期の土器片を交えているが、この土器片は遺構の近くに存した住居趾の遺物であろう。この
住居趾の遺構とは直接の関係のない、複合遺跡の痕跡を示すものと解されねばならぬであろうが、弥生期の遺構と断定出
来るものはこの調査地区では何もなかった。

今回の地下げが行われた範囲は東西六〇米南北三〇米程度であるが、この範囲が一村落の如何なる部分を占めるかは明
かでないが、現在の地下げが周辺に及んだ場合には少くともこの周辺の環溝内住居のあとが判明するであろう。今この調
査した住居趾の地形をみて遺構を柱穴、竪穴趾、溝の三つの項に分つて述べてみよう。

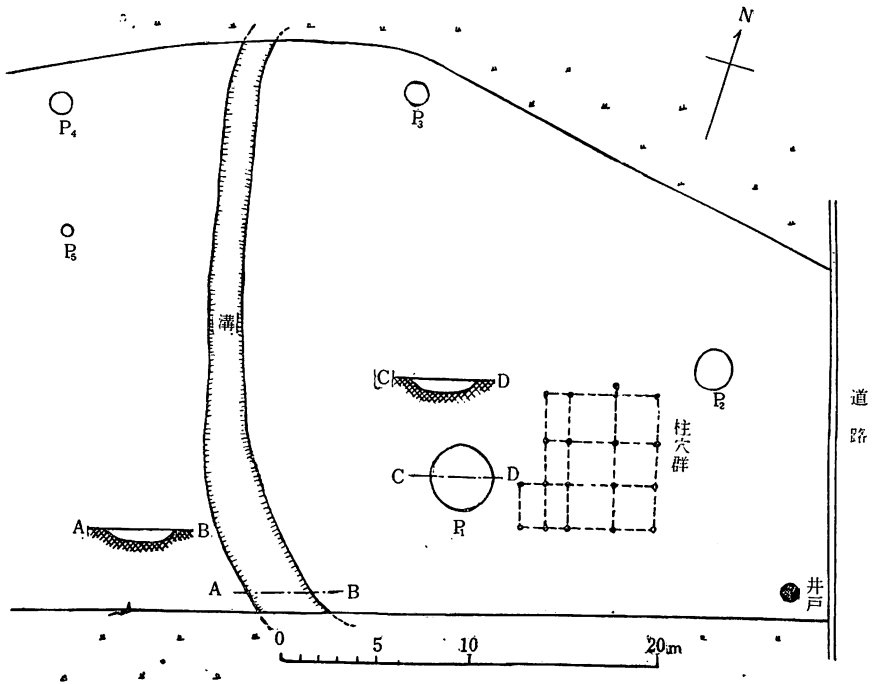
イ、環境

瀬高下庄のほぼ中央に所在している。瀬高―柳河間の県道のはば中間にある三橋村役場の南にあたつて、海拔約四米、
一帯の水田地域のなかにある。この辺りの灌漑水路又は村を取りまく堀は幅広く深い。低地に水田と居住地を営むために
出来る溝渠網である。元避病院敷地は周りの水田より（南側の田面より七〇厘米程度）高かつたために、同じレベルに地下
げされた。この際遺跡の存在に気付かれ連絡されたのが三橋中学校の竹下一氏であつた。

ロ、遺構

1 柱穴群 土採り場で注意された柱穴を調査した結果、主柱十八本、柱穴数本があり、一穴には柱の根の腐朽したもの
が残つていた。柱穴のすべてを掘り出したのではないが、地下げ面での柱径は二〇厘米乃至一〇厘米程度である。柱の配置を
みると、東西線に四列南北線に五列間口三間奥行三間の家屋に西南隅に張り出しがあるようである。左に柱間を計つた数

第2図 垂見住居趾



庄園村落の遺構

道路

値をあげておこう。(数値単位は尺)

東西柱間は東より

七・五―七・八―七・二尺≡平均七・五

七・五―六・八―六・八尺≡平均六・七

七・五―三・八―三・七尺≡平均三・七

南北柱間は

七・七―七・四―七・五―七・七≡平均七・六

七・七―七・八―七・八―七・八≡平均七・七

九―一〇―九≡平均九・三

以上のように柱間は広狭不同であるが、七尺八尺位の柱間が一番多い。半間の柱間は四尺弱である。このような柱の配列は柱間等間の規格家屋が生れる過程として興味が深い。柱穴のみの遺構であるから年代を決定する資料に乏しいが床面について土師器破片の様式は平安後期のものと認められた。北端の列は柱間九尺、十尺となつて最も広い。其処には礎板の痕跡かとも見える長方形の凹みと炉趾かと思はれる小判形の窪穴があつた。これは

西北隅にかたよつてゐるので、戸外に煙出しがつけられたものであらう。

伊藤鄭爾氏は「中世住居史」^(註2)において

「寛正五年備中国新見庄領家方の田所金子の被官河毛の建物は七尺間、八尺間、九尺間が混在している。その平面形式から考えて、梁行方向は七尺間で統一され、桁行方向は八尺間九尺間が混在している。この場合混在しているというよりは、桁行柱間は不定であると考えた方がよいかわからぬ」として、梁行方向の柱間が等間にならなければならぬ理由として建築技術の面から考察されている。伊藤氏の調査によると中世の柱間に左記のような例があげられている。

	一間の長さ	
新見庄地頭方奈良殿	七尺	現在この地方は六尺五寸間と六尺三寸間とが混在
同庄被官河毛本屋	七尺	
同附属屋	七尺	梁間七尺、桁行不定
	八尺	
	九尺	建物の損壊による測定誤差が入るので正確な値は不明
摂津国山田庄（遺構）	六・八四尺 六・五〇乃至六・八五	
箱木	六・八四尺	
摂津国山田庄（遺構）	六・六四 六・六三乃至六・六五	
阪田	六・六四	
播磨国安志庄（遺構）	六・六三 六・六〇乃至六・八五	
古井	六・六三	

2 竪穴 大小二つの種類がある。大形のものとは前記柱穴群の東側に一、東北に一つある。

第一例、径三・二米×三・八米の円形に近い平面形、皿状の凹みで側壁は著るしく内傾している。

第二例 二米×二・四米の不正円形

このような柱穴をともしない竪穴は当地方には多い。一般に弥生期の竪穴よりもかえつて小形になった観があるが、一般の住家として穴の面積は最小限に利用出来ないことはない。それにしても柱の配置が不明であるが、床面積は凹みの面よりも更に外周に拡がつていたかも知れない。小形ピットは五ヶ所に散在している。内部は黒色泥土で埋まつているが、点検したものの中には、木炭の残片や灰の混在の著るしいものがあり、炉趾と推定される。但し全部が炉趾であるか疑問である。その徴証のないものや前記住居竪穴をそのまま小形にしたようなものもある。

3 井戸 遺跡の東南隅に径約一米の円形掘抜き井戸のあとが認められた。井戸の埋土は殊に湿気を含んで黒色が著るしい。井戸の埋土を掘りあげることは爾後の耕作に困るので、ボーリングで深さだけをさぐつたが、二米以上に達した底の状態は発掘でないと判明しない。

4 溝趾 遺跡地をほぼ南北に走っている一条の溝はこの遺跡で重要なものと思つて注意した。それは金栗遺跡にみられたような環溝ではないかという推測が持たれたからである。丁度この一辺は今まで述べてきた住居趾遺構をつつむように内彎している。しかも溝底の遺物は一部の試掘に止まつてはいるが、竪穴趾などから出たものと同様なものであつた。両者は時代的に平行関係におかれていたといつてよい。溝の幅は南端やや広く二・四米北端では一・二米深さは表土を削り去つた後であるから、多少浅くなつてゐるが、北端で二七糎、二四糎程度である。しかし近接している住居趾の柱穴の深さはさまで浅くなつてゐないので、この溝は一般の環溝例よりもともと浅い方であつたと思われる。溝底には小砂利を交えた土が溜つてゐるが、これはこの溝が流路であつたことを示すものではない。洪水等の際、直接の激流を受けるので

なく、溢水の緩慢な流れで、河岸より離れたこの地に軽い砂が運ばれて沈澱したものと思われる。溝内の遺物はこの溝の年代決定に重要であるので、とくに上下二層にわけ層別に採集した所左の結果が得られた。

土器	層			
	南上層	北上層	南下層	北下層
土師器	一	一二		六
須恵器	一			
弥生式土器	三	一九	四	四

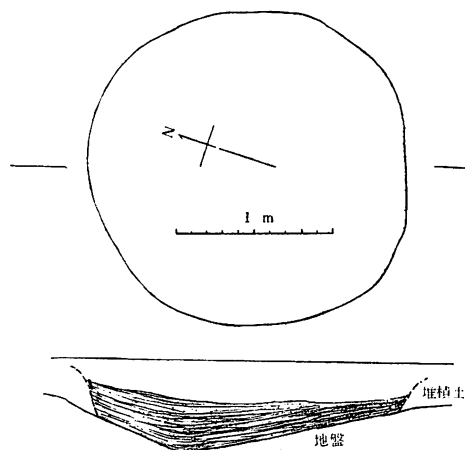
溝底遺物の点検は小範圍の坪掘りの結果であるから絶対的ではないが、溝底に平安末期の土師器片があることから、溝の埋まつた時代を示している。

二、銚田遺跡

銚田遺跡は金栗遺跡の東に隣接している地域である。金栗の住居趾の調査が昭和二十五年に終つて間もなく、土採り作業が東に進んでいることは聞いていたが、現地を訪れる機会もなく数年すぎた。昭和三十一年四月甕棺群出土の連絡を受けて土採場に臨んだ時には、多くの弥生期の墳墓集団と集落趾とが取こわされた後であつた。それでも私どもはその年の春から三十二年の秋まで、十ヶ月許りの間に、約二町歩ばかりの面積に亘つて毎日行われる土採り作業に出来るだけ立合つて幾多の知見を得た。その一つは弥生期墳墓群団の所在を調査することであり、その二つは歴史時代にはいつた集落趾を調査することであつた。第一に甕棺を主体とし小数の箱式棺を交えた原始墳墓群のあり方については、既に本誌に紹介するところがあつたのでこゝで第二の集落趾を問題として検討を試みることにしたい。

金栗遺跡は瀬高町大字金栗にあるが、銚田は大字東金栗の小字である。両遺跡の距りは約一五〇米程度で、鹿児島本線

第3図 鉾田遺跡 第1号灰穴



路に沿った沖積台地（微高地）である。台地といつても、矢部川の旧河道の河岸堤防に近く位置して、かつての矢部川の運んだ流土堆積によつて出来た高地である。周辺平地水田地帯より一米程度高い位で、水がかりが悪く、畑地として残された土地である。当時この間は地下げをして水田化する目的で、土は煉瓦工場に運ばれていた。吾々はここで甕棺調査と平行して、住居趾調査を行うことが出来た。ここでは甕棺群の所在地は住居地を択ぶ際に故意に避けた形跡がある。共に微高地上に共存して、その一部では甕棺群のなかを溝が切り通されている状態もみられたが、墳墓各群団地の大部分は住居趾とは重複してはいなかった。このことはかつて文化財保護委員会と福岡県教育委員会とで共同調査した、志登支石墓群での歴史時代住居遺跡と複合する状態と異つた結果を示している。^(註4) 彼の地では支石墓上石のすぐ側まで平安時代の

住家の柱穴が穿たれていた。支石墓は家の空地に巨大な姿を露していたであろう。ところが鉾田遺跡では弥生期墳墓は顕著な墓標を持たない甕棺群が主体であるので、複合し易いのであるが、反つて何かの理由で墳墓地を避けて住居が営まれている。ここで知り得た住居遺構は溝と豎穴群、井戸などであつた。出土遺物からこれが平安期より鎌倉時代に及ぶことがわかつた。

住居の遺構

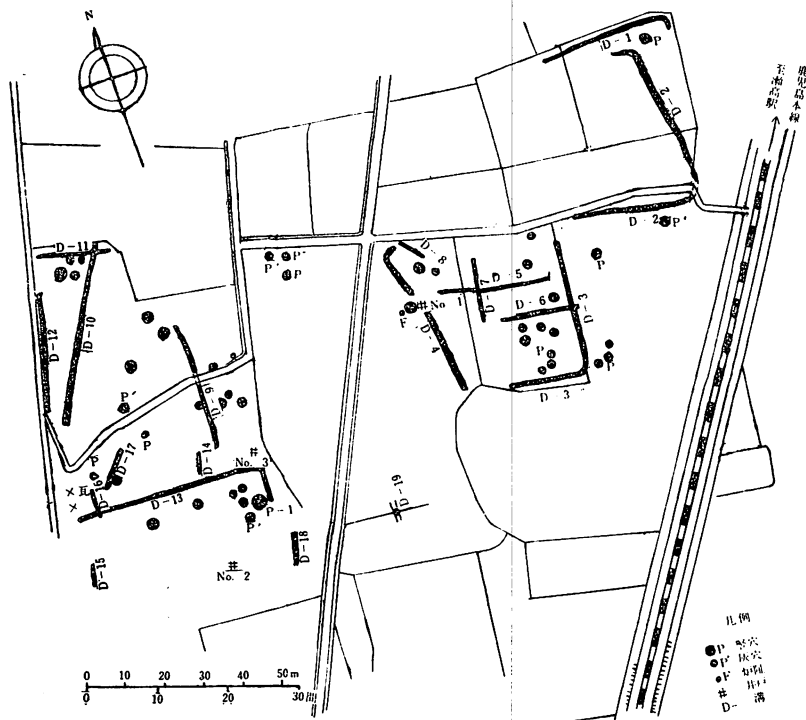
豎穴 この遺跡で特に気付いたことは住居遺構が小さいことである。そのなかで最も多いのは小形のピットである。直径約二米程度の円形皿状の凹みがある。なかに灰土がつまつている。^(第三図) 灰層の厚さは厚い所で三五厘米程度でいくつかの堆積層がある。焼灰に交つて土師

器、須恵器などが検出されたが、同形式のピットは当地方の遺跡にしばしばみ受ける所で、土器の他に青白磁、石鍋片なども出土し、弥生期の住居と重なっている場合には弥生式土器片まで混在している。しかし土師、須恵、青白磁、石鍋などは同時代のもので、その時代の下限は鎌倉初期にまで降るものと思われる。この皿状の凹みは一般の住居としてはやや、狭い感じがするが、柱穴を欠ぐことと、円形プランであることは特異な形態ということも出来ない。ただ焼灰のつまっていることから、何か特殊の用途に使用されたものと考えてみたが正確な用途はなお解釈出来ない。柱穴の点は他の堅穴にしても、この地方の古代堅穴はほとんど柱穴がないので、柱穴の有無だけからは住家であるかないかは決定出来ない。この種の家としてはただ掘立て柱を用いないで、他の方法で立柱造壁が行われたと考えた方が適當と思っている。礎板や礎石の上に建てられた場合はそれ等が原状のまま発見される機会の少いことも事實であろう。又厚い土壁の積上げ法も考えられるが、これは今日の筑後地方の例によれば土蔵造りの多くの例がある。兎も角掘立柱をつかわない住居が当時存在していたとすれば、遺構として全然その痕を残さないものもある筈である。このことは堅穴がなくなつて近代的な高床建築となつた時代の遺構が直接には遺跡として促え難い理由を物語っている。従つて当遺跡においても吾々の注意した住居遺構が当時のすべての住居を示したものでないことも考慮しなくてはならない。事実注意していても柱穴のある住居はみあたらなかつたし、他の居住家屋に附隨の遺構はみられることから、一般居住は別様式の建物であつたことを推定せざるを得なかつた。

次に井戸のあとは表土をのぞくと円形プランが出て、ことに暗黒色の土層を呈し直径一米程度のものであればそれに間違ない。当遺跡でも数ヶ所みつかつたので、念のためボーリングをしてみたが発掘は行っていない。

この遺跡で一番注意したのは溝の行先であつた。最初は土採りの作業の進捗にともなつて溝の線がつづいて出てきていたので、他の例によつて環溝住居のあとが数多く増加すると期待していたが、ある程度直線で走ると急に切れてしまつ

第4図 銚田住居趾概要図



庄園村落の遺構

て、調査の最後に至るまで完全な方形環溝は出てこなかった。このような条溝をかつて太宰府調査の際にも経験したが、溝の大きさは幅一・五米深さ約一米程度で断面形も一般の環溝に異ならないし、一辺の長さも五〇米を超えるものはほとんどない。ある例では鍵の手にまがつてすぐなくなるものもある。銚田遺跡では直線にのびるもの―直溝とよぶ―一三例、鍵の手にまがつて環溝の二辺を示すこときもの―鍵形溝と名づける―四例で、このうち直溝二例は鍵溝とみることも出来るので、そうすれば直溝一一例鍵溝五例となる。太宰府の榎社境内の住居趾調査によれば、東西の条溝から南に住居遺構があり、溝より北には何等の遺構も発見されなかった。

そこでは又条溝と平行して一本の鍵の手になつた溝も一条発掘され、内に囲まれた場所に住居集団の跡が認められた。出土の遺物も

主して土師器の様式から平安末期前後のものであることがわかつた。当鉾田遺跡でもこのような状態と全く同性質のものと考えられる。ここでは住居群がかなり広範圍にひろがつて、条溝も夫々の方向をとつておりなかに一部切れあつて同一ヶ所に時代を異にした溝が設けられたことも明かにされた。このような溝が何を意味するかは榎社境内の遺構から自ら明かである。環溝遺跡は弥生期以降すでに多くの実例を紹介してきたが、この時代になればその一部が掘られて排湿排水の施設を果したのであらう。環状にすることは防塞的な目的から言えばより好適であらう。けれども、防塞的な役割りは元來このような小形溝の規模から考えて大した効果は期待出来ない。そこでむしろ屋敷地の囲いなり、排湿排水の工作だとすると必ずしも溝を圍繞させる必要もない。環溝そのものが完全な排水施設でないことは溝の溜り水は何処にも排水の口がない。従つてこれ等の一見切れ切れにみえる条溝も、欠溝部分は土堤なり垣根の植え込みなどによつて屋敷地を圍繞する旧態を推測することが出来る。溝と土塁を交えた屋敷囲いの状態が年序を経て廢墟となり、地面が削平された場合には溝だけが埋没してあとを止めることとなるであらう。このような想定が可能であれば、残溝からある程度住居規模の推測が出来る場合もある。調査された溝の部分の延長計測は左の通りである。

鉾田遺跡溝の計測表

号	溝形	走向	延長	備考
一	鍵溝	南東 北西	三四米	環溝の二辺に相当する部分が残る
二	鍵溝	南東 北西	三五米	
三	鍵溝	南東 北西	二六米	
四	鍵溝	東北—西南	四〇米	中間に五米位の切れ目あり

一五	直溝	東	西	二八米	一一号と一二号は鋸形となる疑あり この場合南北の延長は四〇米となる
一六	直溝	東	西	一八米	
一七	直溝	南	北	八米	
一八	直溝	東北	西南	三三米	
一九	直溝	南	北	四八米	
二〇	直溝	南	北	二二米	
二一	直溝	東	西	三一米	
一二	直溝	南	北	五〇米	
一三	鋸溝	東	西	八・五米	
一四	短溝	南	北	五米	
一五	短溝	南	北	五米	
一六	短溝	南	北	四米	
一七	短溝	南	北	一二米	
一八	短溝	南	北	八・五米	
一九	短溝	南	北	全長不詳	

右の溝の延長から考えて単なる条溝が住居区劃の如何なる部分を占めるか判明しないので完全な規模を推定出来ないことは事実である。ところが、鋸形溝の場合二号の例は南北の一边は両端の曲り角をそなえていて延長四〇米ある。北辺は三五米で西端の曲り角を欠いているが、他の環溝例がほとんど方形に近いことから、環溝の二辺を示すことと考えてよいであらう。東北角がやや鋭角となつてゐることは、推定される方形地区取りの原状がややいびつになつてゐたことと思われる。三号の長辺は三六米、四号は四〇米、一一号一二号を鋸形として長辺四〇米、一三号は五〇米という延長計数であるから、四〇米乃至五〇米を一边とする環溝が想定出来る。この数値はさきにあげた金栗環溝遺跡の溝の規模方約四〇米

に匹適することが注意される。直溝のこれに匹適する延長のものは一〇号四八米、一号三四米、六号及九号三三米であり、残りの直溝は二八米以下である。これ等の短溝は恐らく屋敷囲りの一边を示すものでなく、その一部に掘られたものが又は別の性質のものであろう。

出土遺物

住居遺跡の年代の証となるべき出土遺物については既に小形ピット内より土師器、須恵器、青白磁、石鍋等が発見されていることを記したが竪穴以外にも同じような遺物が採集出来た。土師器として盤・杯・高杯・壺等があり、須恵器は壺、甕、坏等の形がある。土師坏の底は釘き目のあるものと糸切りのものがあり、平安後期より鎌倉時代に及ぶ時期に編年される。又特例としては土製の竈が破片となつて採取されたが、接合した結果完形となつた。古墳副葬品として従来小形の竈形土器が知られているが、これは大形で実用に供せられたものと思われる。形は古墳発見品と異ならないけれども平安時代にまで降つたものと認められる。滑石製の石鍋、或は石釜の類はこれまで史前遺跡からも出土して古い時代のものと考えられることもあつたが、近時の調査ではそのような古い時代のものでなく、平安後期から、鎌倉時代にかけて製作使用されていたことが知られるようになった。史前遺跡より出土したと伝えられるものは後代の混入も考えられなければならない。かつて故喜田貞吉博士は「石なべ」の句のみえる文書を引用して、鎌倉時代にその例のあることを示されたが、筆者も東大寺文書によつて平安末期にもその例のあることを知つた。^(註五)山門郡地方のみならず北九州の滑石製炊さん具はこのような時代の遺跡から出土することが近來諸遺跡の調査で判明した。

三　びわぞの遺跡

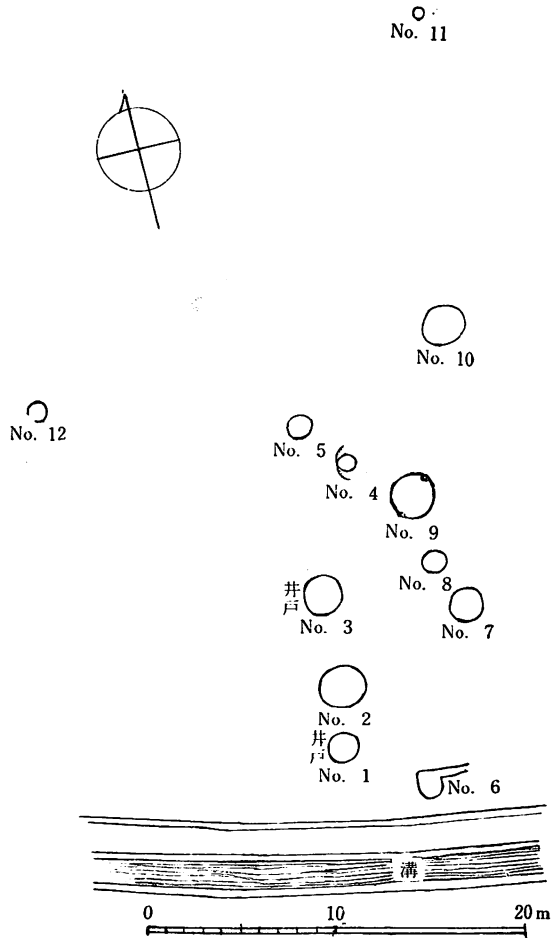
鷹尾神社の北約二丁山門郡大和町字びわぞのの水田地下げの際の調査である。昭和三十一年五月二十七日大和中学教諭

大塚惟憲氏の連絡により調査したが、既に東半ばは地下げがすみ、耕作土が表面におかれていた。大塚氏等の調査によれば、この地域にも相当数の竪穴其の他の遺構があつた由であるが、実測図もないので再確認することは出来なかつた。それでも被覆土のなかつた西半部では次の遺構を調査することが出来た。

遺構番号	種類	大 小 形 状	時 期	備 考
一号	井戸	径一・三米、円形、深さ不明	不明	
二号	竪穴	径二・二米、円形、底砂	不明	
三号	井戸	径二米、円形、井戸	平安末	
四号	竪穴	径一米、円形	不明	
五号	竪穴	径一・一米、円形	不明	
六号	竪穴	延長二・五米	弥生期	ピットに灰がつまる 六号、七号は連続
七号	溝	径二米、円形	弥生期	
八号	竪穴	径二・六米、楕円形	平安以降	
九号	竪穴	径一・四米、円形	平安以降	
一〇号	竪穴	小灰、円形	古墳後期	
一一号	竪穴	径〇・六五米、円形	古墳後期	
一二号	小穴	径一・二米、円形	不明	
一三号	小穴		不明	

以上の調査範囲では南端六一七号遺構が弥生文化期に属し、北端部にある一一号、一二号、一三号の三つの遺構が古墳後期に属することが知られた。それ等の時期はピットに包含される土器（土師器）の点検によつて知られた。この二つのグループを除くと中央部分の殆んどは平安後期を中心とした遺物である。中心とするという意味は土師、須恵、青白磁、石鍋等の出土品の年代が歴史年代にして下限は鎌倉時代（前期）に及び上限は平安前期に遡のばらないことを示してい

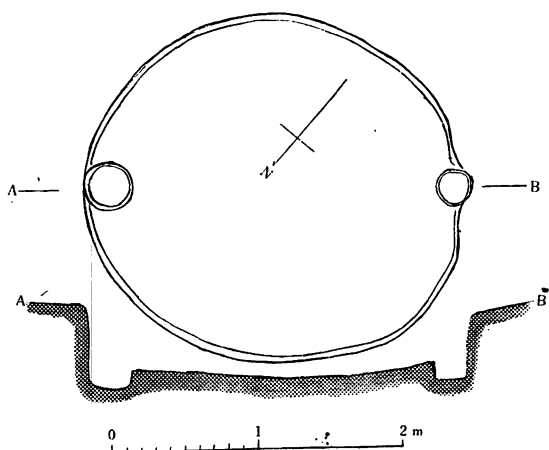
第5図 びわごの住居跡 竪穴等配置図



る。今その時代として明らかなものは三、八、九、一〇の遺構であるが、不明としたものは調査未了のまま表土で蔽われてしまったためである。しかし表面調査の状態からいえば、これ等のグループは未発掘の分を含めて同時代又は近い年代のものであることは推測出来た。

住居跡の例として九号の竪穴をあげておこう。長径二・六米、短径二・四米の隋円形で深さ柱底まで五〇糎床面は微かに中窪みであるが平床に近い。周壁は直壁に近く周壁に接して二本の柱穴がある。この柱穴は直径二五糎と三〇糎で竪

第6図 びわぞの遺跡 第9号竪穴図



穴の長径方向の両端にある。柱穴は床面からのほり込みは僅か一〇糎程度であるから、この二本だけの柱で屋根を支えたとは思えない。竪穴の周辺に柱穴の有無を注意したが、見当らなかつた。この二本の柱を棟持柱とすれば、周りの柱は礎石或は礎板の如きものを使用したであろう。歴史時代の竪穴は恐らく円形のほり込み部よりも屋根のすそは外周へ張り出したものではなからうか。太宰府榎寺南辺の住居趾調査でも柱が周壁に近いものがあつた。こうしてみるとびわぞのにみられる竪穴は住居として小形にすぎる感がある。上述の一〇号、二号、及び八号竪穴は二米以上であるが他は一・四米である。小形竪穴が住居の遺構の大部分を占めるということは屋根の出が広くて竪穴部の周縁にも住居出来る可能性があるにしても、極めて原始的な住居であり、平安末期の農民の生活の貧しい一面がみられる。

このような竪穴内の居住者は当地方の住居趾に於て度々みる所であり、ひとり山門平野に止まらない。北九州の各地にその例が多いことを知っているし調査が行とどけばとどくほどその例は増加するものとみている。地方農村遺跡で、柱穴を持つ高床住居、又は礎石礎板を持つ進んだ建築様式のものゝと竪穴がどのような対比を示すかは今後の問題であろう。

びわぞの遺跡では、竪穴が割合に密集してゐて、それ等のすべてが同時兼存の状態を示したものでないにしても、一つの住居群として取りあつかふことは許されるであろう。当遺跡は井戸を含めて一つの共同生活の群団がここにあつたことを示すものである。この住居群団は調査された範囲では東西一〇米、南北二〇米程度のものにすぎないが、東辺にも住居

遺構のあつたことは、前述の如く大塚氏等の証言する所で、ここに接近した一の住居グループがあつたことが明かである。土採りの範囲はかなり広く拡がっているので、この住居群団がどのような区切りを持つているかを考えてみよう。東辺との関係は上述の通りである。北辺は全く住居遺構のない空地を約三〇米に亘つて残している。西辺にある古墳期の一二号小形ピットを除くと、約二〇米の間は空地となつている。南辺には現在溝があつて地下げはこの溝縁近くまで行われている。従つてこの方向に住居群が連つているかどうかはわからない。所でこの溝の掘られた年代が問題となるが、北辺に現存する広い溝は条里の東西界線にあたつているので、古い開さくであろうが、南辺の溝は斜に走つて条里の坪の端近くを横切つてゐるために、南の限界は明らかでない。筆者はここで住居群団を限る環溝のようなものを見出すことは出来なかつたけれど、東辺の住居遺構を合せて狭くみ積つても径三〇／＼四〇米程度の地域に一群の村落遺構を想定することは出来るであらう。而もその住居遺構がすべて小形竪穴であることは当地方の一般的傾向である。居住者は下層農民ではないかという推測がされる。

住居跡としては竪穴の他に井戸がある。井戸の跡は二ヶ所に発見されたが、調査を行つたのは三号遺跡一ヶ所である。これは最初に径二米もあつたので、一般の竪穴かと思つて調査をはじめたが、深くなつて二米に達した。径の大きな井戸として異例のものであるが、周壁の調査を行う余裕はなく中央部の穴掘りに止まつた。

出土遺物

竪穴其他の遺構より発見採集された遺物は土師、須恵の破片が最も多い。弥生式土器片も若干採集せられてゐることは遺跡地に弥生期の遺構が併存していることから当然である。土師器は壺、盤、碗等あり、なかには底に糸切痕の残つてゐる鎌倉期に入つたものと思われるものもある。ただ様式からいえば、平安末と思われる土師器が最も多量を占めてゐる。其他の遺物として青白磁、滑石製石鍋等何れも当地方の一般住居跡より発見されるものと同一規である。筆者の調査後銅

鈴一個、刀子残片一が当遺跡地から発見されて現物を見ることが出来た。土師及び須恵の特徴はここに詳記する暇がないが、大和中学其他に分散している土器片についての実測が未了のため完了後まとめる機会を得たい。

其他の遺跡

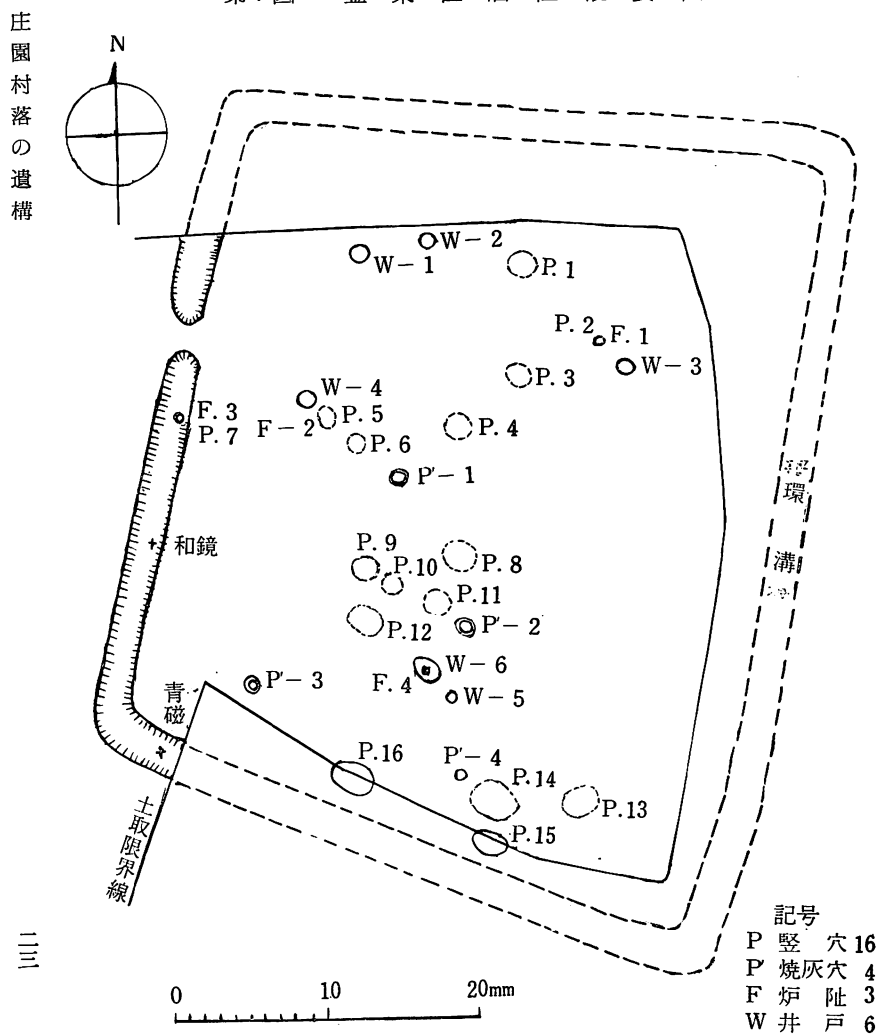
金栗遺跡

この遺跡についてはさきに史淵第六十六号で略述したが、又ここにとりあげた諸遺跡との関連も多いことであるから、遺跡の構成だけを再び述べることとする。又環溝住居址としては現在まで調査した所では最もよくその形がとらえられる歴史時代の遺構であるので、遺跡図（第七図）をにかけて理解に役立たせよう。

金栗調査は昭和二十五年に行い、竪穴、井戸、炬趾、小形竪穴等の群団を取りまく環溝の存在が注意された。井戸の一つは木製の井戸わくがついており、櫛其他の遺品が検出された。この井戸から出たものは奈良時代のものが主なものであるが、溝内や環溝内域から発見されるものは古墳後期より平安後期鎌倉前期に至る極めて長い時期の遺物を含んでいた。ここに居住した年代は長期間に亘っているけれども、環溝の掘られた時代については明示するものがない。溝の埋没した年代は平安末―鎌倉末にあることが遺物の上から判定される。溝内の発見品も出土量が多く、又菊花双雀鏡、「金玉満堂」の刻銘ある青磁片など特異のものもあるが、一般の土師器、須恵器等もあつて、各時代の遺物が混在の状態を示している。即ち環溝は長時間に亘つて除々に埋められたものでなく、この屋敷地がすてられる頃に一時に埋め立てられたものである。埋土には畧層が認められず、遺物も上下層序による区別がない。

溝は一ヶ所で断面を精査した所、幅三米深さ一・七米の逆梯形をなす。ただ両側の土壁には一、二の段がついているが、意識してつけられたのか疑わしい。溝の底幅約六〇糎、断面調査の際には溝内から土師、須恵、青白磁、石鍋破片等

第7図 金栗住居址概要図



が採集された。

環溝内の竪穴は十六ヶ所が記録されたが、ほとんどが土採り工事に便乗しての調査であるため一々の精査がなされていない。土採工事が開始されてからしばらくは地元関係者の注意に上っただけで、記録されないものがあるから、総数はこれ以上に及んでいたことは確実である。吾々が跡にのぞんで不思議に思つたのは、竪穴がすべて比較的小形であること、柱穴の存在が認められなかつたことなどである。小形竪穴の群集の例は其後の地方の諸遺跡を調査した際にも同じ傾向を見ることが出来たので、偏境地の一時代相と解することも出来るのではないかと思つた。又柱穴の欠けている住居址も前述のように決して珍らしいことではなくなつた。ともかく平安末鎌倉初期までは環溝住居のなかに小形住居家屋が群在して環溝内に共同生活を営んでいたことを知つた。遺跡の構造からは弥生期の環溝住居の慣例と何等異なる所はないというのが、当時の調査の帰結であつた。

下庄瀬高幼稚園内遺跡

金栗遺跡調査の際、瀬高町下庄に新らしく建築中の瀬高幼稚園の敷地から土師類が出土していることを知らされた。實地に臨んで包含層及び竪穴らしい遺構を一部知り得たけれども、当時金栗遺跡の調査に追われていたので、調査の予猶なく、地均し工事は進んでしまつた。地均し工事も遺跡の一部分であつたと思われるが、出土の遺物は大部分土師で小数の須恵器をふくんでいたと思われる。土師器須恵器の様式は平安後期のものが多かつた。ここでは単に平安期にあつた住居遺跡の一部分が認められただけで、集落の構造住居建築の様式などについては不明である。

藤尾遺跡

昭和三十四年暮頃から山門郡瀬高町藤尾附近で土採り工事が行われていることを聞き、三十四年一月より数回に亘つて調査した。この調査については主として村山健次氏と堤伝氏の協力を得た。ただこの遺跡についても時間的余猶なく、住居

趾の全部について記録をとることが出来なかつた。特にこの遺跡で注意したのは、長い大規模な溝であつた。この溝は二筆の田にわたつて走つてゐることが明かになつた。その後工事が隣接の地域に進まなかつたので、溝の全延長が不明である。この附近の土層鑑別が容易でないにしても、竪穴の存在は認められ又多くの遺物の出土状態から環溝の遺構と思われるが全域が判明していない。溝の幅五―六米程度深さは一ヶ所でのボーリングの結果は一・七米である。一・三米程度までは調査出来たが、それより下は地層検査だけしか出来てゐない。溝の延長は約一〇〇米、東西に走つてゐるが、東端は南に曲る形勢にある。中央よりやや東より（西端より六〇米附近）で溝はゆるやかに内彎する。（内角約一六〇度）

遺物は溝の片側（内側）からすべて発見され、外側からほとんど出土品がない所から、溝は住居群集落の一侧に限るものと思われる。そうして溝の彎曲が住居群をとりかこむ形勢にあることも、溝が集落と関係あるものと推察する理由となる。住居趾よりの発見品は弥生式土器、須恵、青白磁片などである。弥生式土器は遠賀川式土器の団まつてゐる場所や、甕棺墓地などがあり、中期並びに後期の土器片が散在してゐる場所もあつて、夫々の時期に住居の集団の中心が移動してゐることを示してゐる。弥生期以降の住居遺構は竪穴であるけれども、竪穴の周壁を確めるのはこの沖積土層の状態では極めて困難であつた。土器包含地が黒色腐殖土であることは明かであるが、周辺になると地山との区別がつきにくい。それにしてもここに問題としてゐる溝は弥生期のものか、土師期のものか判然としない。溝内の遺物は弥生後期の土器片が多く見出されているが、溝底の調査が残されているので土師器時代のものとなるかも知れない。土師器は当地方に多い平安期のもので、特に後期様式のものが多い。若し溝が土師時代のものとなれば、当時の一般住居の規模から言つて大家族的な群団をはるかにこえるものであり、所謂垣内や環溝集落に相当するものとなるであらう。弥生期土師期何れにせよこのような平地に掘られる溝としては、異例の長大の掘であるので問題は大きい。今度の調査によつて時代と用途を決定せねばならぬが、遺跡の存在だけをここに紹介しておくことにする。

木坪遺跡

この遺跡については既に史淵六六輯^(註)に記述したので再びここに述べることはしない。

中島遺跡

昭和二十四年の暮びわごの遺跡の近くで地下げが行われている由を聞いて現場に臨んだが、竪穴の群団状況はびわごの遺跡に似たものがあり、出土遺物も平安後期を中心とする土師器が多く見られた。詳細は調査完了後の発表にゆずることしたい。

三、総括

以上山門平野の住居遺跡数ヶ所の調査の概要を述べてきたが総じて平地の水田とあまり高さの差のない住居趾が多い。このことは当地方の水田農耕のかつての従事者一般農民生活のあとを示すものであり、且つての跡によつて当時の村の構成を推察される資料を多く含んでいることは疑いない。

まず出土の遺物から見て最も多量に発見されるのは土師器、次いで須恵器である。土師器の様式については平安後期のもので、私どもがこの諸遺跡で最も多く採集した遺物である。土師の底がへら切りになつてゐるものと糸切りになつてゐるものがあるが、鎌倉期に入つたものに後者が多いことも事実である。その推移については詳論の機会がないが、又土師質のもので瓦器様の特徴をもつものがある。即ち黒漆色に光沢をおびるもので、これは埴形で高台がついてゐる。宛も青磁の碗を忠実に写したかと思われるほど器形は似ている。モデルになつたと思われる青磁碗も諸遺跡から発見されることは珍らしくない。宋—南宋及び北宋代—の各種の青磁、白磁等がこの地方に大量に流入したことを思わせる。日宋貿易の趨勢によつて北九州—博多太宰府—鎌倉地方に著しく流布したものとされる輸入磁器は筑後地方でも出土例多く、当

地は又後述瀬高庄の故地でもあり、陶器の流入もかなり普遍的であつたと思われる。ただその製品については中国本土にあつては一般の雑器であり、特筆すべき優れた品ではないが、当時一般の竪穴住いの農民の使用容器としては不均合なものである。それにもかかわらずその出土量はこのような低い生活状態にある農民と隔離して上層階級のみの使用に止つたとばかり思えない程である。加えて滑石製器石鍋、石釜の破片も同時代ものであることを知つた。即ち諸遺跡のうちに最も多い遺物の組合せは

土師器―須恵器―青白磁―石鍋

というのが通例である。そして青磁器と石鍋を出土しない遺跡から採集される土師器は必ずそれ等と共伴する土師器よりも古い様式を示している。私どもはこの土師器の編年による様式観設定に合せて遺跡の時代決定をしているけれども当地方の遺跡の時代は磁器と石鍋の共伴が一つの目安ともなっている。青白磁の年代は中国自体の調査によつて明かにされる面もあるが、我が国ことに北九州では経塚に埋蔵される製品に同類のものがあり、藤原期を中心とする年代が与えられる。右の諸遺物の所属年代はたしか平安後期に属しているが、多くの場合は鎌倉期に及んで、その間に一線を劃することは困難である。鎌倉期に入る土師器の特徴として器形変化の他に糸切底の多くなること、瓦器的な傾向を帯びることなどがあげられる、又南宋系の磁器がたいいての青白磁出土地に共に発見されているのもこの時期のものであることがわかる。この平安後期―鎌倉前期の年代は当地方にあつた瀬高庄の繁栄した中心時期を占めるものである。勿論これ等の住居跡が庄園時代にすべてが新しく生れたものでないことは諸遺跡の出土遺物が示す所で、長期間前代より存続していた村もあれば、弥生期の開拓農村をうかがわせる資料があることを既述した。

以上遺物より見た諸遺跡の年代の一覧を左にかかげておこう。

山門地方遺跡の年代表

地名	時期	弥生	古墳期	奈良	平安前	平安後	鎌倉
一金栗			古墳後期 土器	櫛、木器 土器	土器	土器(土師須恵) 石釜、青白磁	同上
二上ノ庄					同	同	同上
三銚田	甕棺他 墓地			瓦、土器	土器	同	同上
四びわの	土器片		古墳後期 土器		同	同	同上
五平木	土器片				同	同	同上
六垂見	中・後期 土器片				同	同	同上
七藤尾	前中後期 土器片				同	同	同上
八中嶋					同	同	同上

ここに取あげた庄園時代——庄園時代という名称は村落と関連して取扱う場合に適當でないかも知れぬが——の一時期の住居跡調査としては何れも完璧なものとは云えない。現場につききりで居ることも出来なかつたし、又たとえつききりにしていても刻々に破壊されてゆく遺跡を何の保証なしに調査のため中止させることも不可能であつた。そこで筆者は作業主の諒解と協力を得、又地元研究者の助力を乞つて出来る限りの記録を止めることに努力した。

一々の遺跡は狭い範囲の地下げに止る場合もあり、広い範囲に亘る場合もあつた。垂見遺跡は避病院撤去によつて約三百坪の地下げがあり、筆者自身四回の調査を行つたに過ぎない。これに比べて銚田遺跡は約一万坪二ヶ年に亘つて弥生式墓地の調査と土師器の住居跡調査を並行して行わねばならなかつた。

ただここにあげた諸遺跡を通じて觀察出来る利点は同時代の遺構が多いことに第一の重点がかかっている。やがては諸住居村落の遺跡が山門平野の一角に止らず、他地方でも同様の傾向を示すか、同時に又この地方の地方色が一そう鮮かに浮びあがるかが、将来の問題であらうけれども、村落構成の様相の一端は上述の諸遺跡の記述のうちからくみとられると思う。

第一に住居遺構として最も普遍的なものは小形竪穴で、この竪穴の群集によつて一つの集團生活が営まれるという点である。遺構としては普通の竪穴―一般に当地方は円形のプランを示す―の他に灰穴と仮称した焼灰のつまつた円形竪穴及び炬趾がある。円形竪穴の性質については猶今後の考察が必要であるが、垂見遺跡では一ヶ所の掘立柱の建築を調査した。これは私どもの調査として他に前例のない遺構であつた。炬趾の検出も竪穴内にある場合が少く、竪穴と別に炬趾だけが見出される場合が多い。石塊を並べて円形に囲んだ簡単なもので弥生期のそれと何等変つていない。炬跡に伴つて検出される土師器等によつてその年代を知るのであるが、共同の掘抜井戸小形竪穴と考え合せても遍境地帯に於ける旧い伝統的な生活様式の踏襲に驚かされる。環溝住居の遺構も弥生期からの伝統形式を多く改変するものでない。環溝自体の構造なり家屋集團の様相については各項について述べたのでくり返さないが、調査された範囲では環溝の有無にかかわらず、家屋集團の疎密については同一の規模を呈していることを見逃せない。当地方の住居家屋が小形であることは特徴的であるが、群小家屋が附属施設―井戸、炬、倉庫等をふくめて―と共に一地域に集團するという状態を示している。その集團が集落といえるかどうかは家屋集團の内容を更に検討することによつて理解されるであらう。

〔註〕

た。

1 垂見遺跡の調査は近くの三橋中学におられる竹下一氏の連絡によつてはじめた。竹下氏、堤伝氏等の協力を得て行なつ

2 伊藤鄭爾氏著「中世住居史」―封建住宅の成立―一九五八年刊 東京大学出版会

- 3 史淵第七八輯拙稿「環溝住居址小論稿」
- 4 文化財保護委員会編「志登支石墓群」昭和三十年刊
- 5 喜田貞吉博士「鍋と釜」考古学雑誌六ノ三

- 東大寺文書（天承元年六月二日）に觀世音寺領筑後國船越莊未進分に「石塙一口」と見える
- 6・7 史淵第六六輯拙稿「奈良期の住居跡について」

第二 瀬高庄の構成名

一、瀬高庄の成立

前述のように調査した諸遺跡の年代は莊園時代に相当するものが多い。瀬高庄の文献資料は僅かの平安末期史料と鎌倉時代、南北朝に及ぶ年代のものが中心となつてゐる。鷹尾文書等にみえる瀬高上庄関係の文書は、住居遺跡や集落遺跡を理解するに役立つであろう。勿論前述の諸遺跡が直ちに庄園の名屋敷地に相当するものであるかどうかは決定出来ない。けれども第一に地域としては瀬高上庄の範圍内に諸遺跡が発見されたこと、第二に諸遺跡の年代が平安後期―鎌倉時代に限られるものが多いこと、即ち瀬高庄の前期を形式する時代に相当することを併せ考え、庄園と住居地との關係に論を及ぼしたいのが本節の眼目である、

瀬高庄の成立に関しては『莊園志料』には「瀬高上庄、下庄、後徳大寺実定領、後妙法院領。今瀬高、高尾、上下久末三村にあり」と記されている。瀬高の地名は現在山門郡の町名として残つて、今もその中心部に上庄、下庄の町名が残つてゐる。それ等の地名は莊園時代の名残とみられるが、文献によつて推定される下ノ庄の範圍は現在の瀬高の街より東と南に広く拡がつた地域である。上ノ庄に関する資料は殆んど知られていない。上下兩庄に分れたのは大治六年のことである。左の文書は瀬高庄の由来を次のように物語つてゐる。^(註1)

鷹尾 文書

院庁下 筑後国瀬高□

可早停止当庄内鷹尾郷検□

右大將家令進止当庄事

右彼郷家今月 日解状備□

官省府之地外曾祖父俊忠家領□

母領掌之時去大治六年分上下庄□

寺入道左大臣家沙汰被寄進待賢□

以降敢力無牢籠外祖母三品被讓故□

数代領掌事而無妨之地也爰家□懷□

預所職知行之間去仁安之比申云懷遠為地□

者可讓与檢校職云々以此狀三品被奉相□

其意先年被行処分之時以高尾郷分□

郷之日為全一門之儀返奉越後国弥彦□

者本相□府被預処分之所也地利猶不□

(以下切れてなし)

右文書は鷹尾神社に所蔵する古文書写しの最初にあげられているものであるが、末文と年号が欠けている上に、下端部が欠失しているため文意の通じ難い所が多い。当庄の最初にみえる領有者である藤原俊忠卿は藤原道長の孫にあたり、公卿補任によれば、保安二年六月大宰大貳に任じ、翌三年権師に進み、同四年七月に薨じている。そののち庄は後徳大寺実

定の手を経て待賢門院領に寄進された。領有の変遷が断片的ながらうかがわれる。後徳大寺実定の瀬高庄を領有した時代の説話は古今著聞集にみえている。物語りの大要は、実定の家領瀬高庄より年貢を運ぶ舟が摂津に入る時、難破しようとしたが実定が歌を詠んだので住吉神之に感じて翁の姿で現われて難船を助けたという。

吾妻鏡によれば、文治二年天野遠景が鎮西に派遣され、平氏覆滅後の所務に任じた時、地頭職のなかにはこの瀬高庄も含まれていたらしく、内大臣家領の押妨を訴えた記事がある。

梶原刑部承朝景自京都進使者執申内大臣家訴事は家領等為武士押妨事也。所謂越前国北条殿眼代越後介高成、妨国務盤若野庄藤内朝宗、瀬高庄藤内遠景大島庄土肥次郎実平、三上庄佐々木三郎秀綱、各或三年或一兩年煩所務抑乃貢云々(吾妻鏡文治二年六月十七日)又この項藤原宗家が当庄内高尾御領有に關連したことが上妻文書にみえる。

藤原家宗

早可任鎌倉殿御下文旨令知行所領等事

今弘、光友、地久志部、豊福、多久万田、北田、境田、岩崎、瀬高下庄内高尾郷、久万天牟、国分、興木副下彼御下

□十一月六日御下文曰、六月十七日□右件拾式簡所者家宗為地頭職令知行之由所申也、令知行彼職於有限官物難事者任先例、無解怠可弁進本所之状如件、以下者任御下文旨可知行之状如件

文治二年六月廿七日

大典大原

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

天福年間の鷹尾文書によれば、鷹尾別府は円勝寺領となつてゐる。円勝寺は待賢門院の発願によつて建立された由諸を

もつもので、この寺院に寄進されたであろう。

二、瀬高下庄の構造

瀬高下庄が多くの名から成立していることは鷹尾文書に散見する資料から推測して間違ない。寿永元年八月十六日付の鷹尾文書によると、公文所から名々に瀬高下庄内に鎮座する高良社別宮の正月七日春秋二季の彼岸の饗膳及毎月晦日の酒肴を割りあてている。

公文所下名々

可早調進別宮御前正月七日并二季彼岸饗膳合一名別六前

一日 吉里二名 稻富

三日 太郎丸二名 樂定半
弥乙丸半

五日 友吉 有富、吉成

七日 北鴨住二名元吉成小大丸小大男丸

毎日晦酒肴名別酒一斗肴三種

正月 太郎丸二名

三月 重富 行武

五月 吉里二名

七月 福富久富

九月 乙丸樂定
弥乙丸半

十一月 在富 小熊丸

庄園村落の遺構

二日 行武 重富 小熊丸

四日 小太郎丸 乙丸 久富

六日 吉富半 新名熊丸半 枝光二名

二月 小太郎丸 吉富

四月 枝光二名

六月 友吉 元吉成

八月 小太丸 新名熊丸

十月 吉成 犬男丸

十二月 北鴨住二名

割宛てられたの人数と負担量を整理すると左表のようになる、名の右に列記した数字は(Ⅰ)正月七日間割宛比例数(Ⅱ)は十二ヶ月の晦日に變進する酒肴の割宛比例数である。

No.	名	(Ⅰ)	(Ⅱ)	計
1	吉里	2	2	4
2	福富	1	1	2
3	行武	1	1	2
4	重富	1	1	2
5	小熊丸	1	1	2
6	太郎丸	2	2	4
7	楽定	0.5	1	1.5
8	弥乙丸	0.5	0.5	1
9	小太郎丸	1	1	2
10	乙丸	1	1	2
11	久富	1	1	2
12	友吉	1	1	2
13	有富	1	1	2
14	吉成	1	1	2
15	吉富	0.5	1	1.5
16	新名熊丸	0.5	1	1.5
17	枝光	2	2	4
18	北鴨住	2	2	4
19	元吉成	1	1	2
20	小犬丸	1	1	2
21	小犬男丸	1		1?
22	犬男丸		1	1?

瀬高庄がこの時代二十二名から成立していることが推察されるが、左記瀬高樋口八幡宮所蔵「高良別宮旧記写」によつて考えれば、二十七名と増加した時代もあつたようである。

神田式十二町一段二丈被定置起請出、当初被奉免了。然而名頭等依不濟所当、有限□破起請出、結籠神田於御年貢内以下、尤無其謂。早任旧例可致沙汰、其上猶有難濟、瀬高下御庄者於上田八段一丈者可付鎮守大菩薩神宮等解申請預所御裁事請被殊任申狀道理、仰下、当春御祭干合至末二月下旬令延旦不動行子細狀。

為神宮沙汰遂勤農無懈怠可動神事之狀如件

神田総計二十二町一反二丈を名の均等割りとして、名別八反一丈とすれば、二十七名となる。この文書は年号を欠いているが、左記一連の文書にその内容とする「往古寄付免田名別八反一丈、都合料米百四十七石一斗八升云々」の句がみえている。

鷹尾神社所蔵文書（写本の分）

鎮守高良別宮大菩薩神官等憐申進申文事

請殊蒙恩裁任先例守式目被造宮当宮御宝殿己下宮社神宮寺并御神興等事

副進

御造宮注文一通

右伏案事情、御庄草創以来当宮大菩薩無跡星霜多積不知幾年序矣

仰御庄之豐縵民烟之歡娛、敬神貴仏之所致也、誰人不信仰之。何輩不礼敬之。頗靈驗日新、効驗年尚矣。然則有限神事無退転所勤行来也。仍朝暮□御奉祈者

聖朝安穩。天下泰平、領家預所息災延命、人民化樂之由敢無怠食哉、昔宝殿及大破、礎石徒麥苔下。悲哉今仮屋忽令朽損、甃不全。

爰適去天福年中僅構板庇、白地奉移許也。其後就代々預所雖令言上子細、連々得替之故、于今未達。前途自然送年、重月之間、仮屋既□落、雨露更不止、御正躰又及露頭哉。顛倒在近者歟。將又往古寄附奉免田名別八段一丈也。都合料米百四十七石一斗八升也。以之四季節御神樂年中祭礼無懈怠勤行処、近来或庄官抑留引募自分前宛闕止之、或名頭恣（此下不知）大略如無。神慮難測次第也。不可不慎哉。或恩慈頻有夢想之告、下御託宣度々也。雖然神官人民容易非可致□力之勵自往代皆為領家御沙汰、任注文之旨、用途有

調下者為一□宮所奉造宮也、凡數取驗案之都鄙第一惣社宇佐造宮之時者不謂、権門勢家不願神社仏寺領平均所被宣下也。而於正物者割分御年貢弁之使者社候雜事者、為庄民沙汰勤仕之。然而當御領者、敢其無□是偏鎮守大菩薩御威光為嚴重之至也。各尤可崇重。

殊以可謁仰也、御斟酌之日何無其勇矣然早任申請之旨、不日被仰下其用途者。神官庄民等無遁避、將致立木之功者、弥領家預所御繁

昌、庄下土民安樂啻莫大御祈禱、莫過於此御造営矣。仍粗勤在狀言上如件 以解

仁治三年五月 日

同文書（写本の分）に又

神田式十二町一段二丈被置。起請田当 □

初被奉免了、然而名頭等依不濟所当有限 □

破起請田、結籠神田於御年貢内云々 尤無其謂

早任旧例可致沙汰、其上猶難濟 □

瀬高下御庄者於上田八段一丈者可付 □

鎮守大菩薩神官等解申請預所御裁事

請被殊任申狀道理仰下、当春御祭

于今至末二月下旬令延日不動行子細狀

為神官沙汰遂勤農無懈怠可勤神事之狀如件

花 押

右御事再用途奉免田名別八段一丈。都合米百四十七石一斗八升、以此料米四季御祭每節會御神事勤行之其中殊以春冬二季御祭為宗是自
庄家差御勅使二人、御奉幣、依之請御注連百箇日之間合精進結齋。春二月中卯、冬十一月中卯日、御庄官神官等勅使御共皆同參會、
御神事致丁寧令勤行來之處、近來御庄官不勤順均御効使太略追年押懸神官等先祭以前号御庄官引募各自分前宛闕止之。或称名頭未
進、狠不弁之間無人于蘋繁之備 □ 今者神事緩廢太如無神慮難測之由、前願所御奉行之時仁治三年之比令言上日御下知狀備。除
八段一丈免田於名 □ 雖宛神專用途各所宜難濟之間、御神事追年闕如云々。定相違神慮者贓。於今者結加件所宜於名内隨社家進止無
懈怠可令備進之狀如件云々。仍神官給主等雖各下符申給宣預所殿尚如旧例名別平均、神官等任法可致沙汰之由諸社例被思食仰下事所
不及左右也。雖然当社次第第四季之節會自庄家以被立御勅使上件御奉免田米百四十七石一斗八升内

八十三石三斗三升二合二季

残六十三石八斗四升八合

春冬御勅使請之致次第勸

社家方々重役料米

就一向非限社官等沙汰之者哉、然則如旧例早々御神事可令勤行之由、今殊被仰下者領家預所御繁昌、御庄官土民百姓等安穩泰平五穀豐饒之致御祈誓凡社内雖多、訴訟端御祭以後追可言上者哉。仍粗々勤令狀言上如件。

建長二年二月 日

神官等上

筑後国瀬高下御庄

鎮守大菩薩 社司神官等謹言上

欲早如往古員數被入立進当社本免田米御実檢以後令減少春冬御祭一季分毎年令及闕如間

右件本免田者自御庄号之当初被御寄進当社以来無變易之条異干他御免田米也。但本者名別上田一反一丈五分米五石四斗六升十合也。而去文応□年式部大輔殿自実

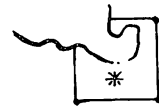
檢之時依被除江成河成常荒等見作田之惣田數被結定名々御免田間彼料米令減少之後更不及任何備進之儀因茲社司神官等恒例神事□
礼典雖參勵精誠之管本免田米無足之間、廿余箇年以後自令不法之□神通之恐難測者也。通計倘彼免田不足之積者毎年別仁十五石二百
余石凡莫大之不足不可有不申之間、恐々所令達上聞也。爰当社者是依蒙古襲來之儀專恒例臨時之御仏神事御願調伏抑□設、雖無先
例被奉令寄進免田於仏神等者、是政道之至也。豈□悦有先規哉者、早如元被人立、進彼本免米不足米分、且於難濟名々者任先々御下知
狀、可令付進、社家上田八反一丈之由、被成下、嚴密之御教書者、弥増神威施利生之勝驗、社司又專抽敬神法味之誠、永為祈御宝算
億代之由、恐々粗謹言上如件

弘安二年三月 日

社司神官等上

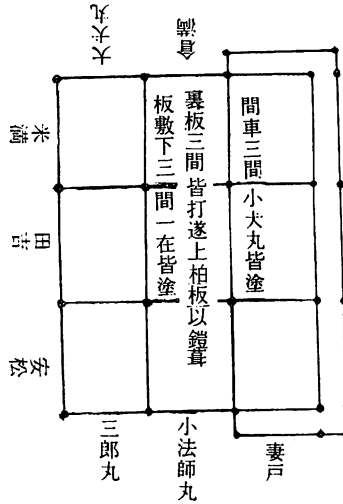
この外名別神事免田に関する文書は多いが繁煩に亘るので引用を略するが、上田八段一丈の名別課負は中世を通じて変
つていない。又その由来する所は弘安四年文書が語るように「庄号の当初より改変なき他に異なる免田米」とすれば、名の

一承久元年遷宮



三 田	三 倉	三 安
吉	満	松

正面三間広庇



存続状態も大きな変革はなかったであろう。
弘安四年の文書によるに、分米名別五石四斗六升七合とすれば、米一四七石一斗八升を出すには、二十七名を以て四斗二升九合の剰余を得る。そこで、二十七名の数はさきの寿永文書にみる二十二名より五名多くなっている。これ等の名については鷹尾社関係文書によつて求むれば左記の例がある。

承久元年に鷹尾社宝殿造営負担を名に割宛たことを示す左記文書（写）がある。

書出しに承久元年遷宮とあるこの文書の初めには第八図に示すような建築図が描かれ、それにつづいて左記の文がある。

如此名々一間宛塗蠟灰名別二斗宛人

右御宝殿間宛如此。柱長八尺五寸、口七寸五分、梁一丈一尺、間五尺五寸、正面広庇五尺五寸、高七尺五寸、飛檐三尺五寸、檐面材四尺二寸、妻差出兩材四尺五寸。裏板母屋庇皆打達也。母屋二間平殿上柏板長三尺、面四、五、六寸、若檐

板七八寸凡五千余枚。直米八石余下。取鍔葺スル也。正面三間格子、宝殿如此。大工作料二十石。葺手作料十石。棟上上布一端、紙十帖、宇一両柱口每杵形筋四本、簀前又二本一前宝殿。材木皆以領家御沙汰也。但板敷足固釘随又入葺釘名別千宛、弁大工、簀前長

第8図 高良別宮建物の図

月同名役也。

(この中間長文を略す)

領家東御方 京預所対馬守藤原兼恒

庄下向之預所代大輔上座慶盛

寺家御方二位法眼御房 預所七条大夫国長

庄下向之目代六郎藤原助国

正大宮司紀元真

此御奉行之時造畢

承久元年 歲次十二月五日 日次
己卯 丁卯

宛時

右古文書の前文はもとと欠けているので社殿(宝殿―其の他の建物)のすべてが如何なる性質のものか充分明かでない。ただ正面三間入り三間の建物は本殿(宝殿)に相当するものとして誤りない。^(註2)宝殿の前面には「三間一面広庇」とあって、正面に庇がついていることがわかる。正面の間の左には妻戸があつて、側壁二間宛と裏三間とは壁を塗る。その壁一間宛を各名で負担しているが、名別牡蠣灰二斗づつを入れる。夫々の名は次の通りである。

(一)小法師丸 (二)三郎丸 (三)安松 (四)田吉 (五)米満 (六)大犬丸 (七)倉満この他に間車。^(語義不詳)三間は (八)小犬丸が皆塗る

とあり、又裏板、板敷下三間は(九)一在が皆塗ると註記されている。宝殿の右手にある建物の六区間の各間に記されている所は、(四)田吉 (七)倉満 (三)安松 (九)一在 (十)乙丸 (二)三郎丸とある。更にその上手にある一間の建物に米口とあるは恐らく米満の名であろう。以上十名の割宛による建築の關係(塗壁)負担が記入されているが、欠文であるため負担名は十名に限られていたか不明である。以上の外この造営が名の負担で行われていることは左の文書にも隨所にあらわれている。

「葺釘」が「名別千宛」といい「饗前長日」も同じく「名役」ということ、或は「絹代米名別二石三斗四升二合というが如き記載はその例である。

鷹尾社造宮に關係ある上記の十名が左記の文書にみえる十名と同一のものであるかどうかを検討せねばならぬ。

円勝寺領筑後國瀬高庄内鷹尾別府訴申

大殿御教書 副左中弁御奉書 遣之
并寺解庄解等

豊前七郎秀直監妨条々子細見狀当別。符十名。内一在倉光。兩名者、得本名名主忠頼後家之讓能直給領家下文畢。安松三郎丸二名者後不讓能直候、以前元保置領之處、能直押領死去之後、秀直□願亡父讓狀給安堵御下文之日、令為鷹尾別符地頭職之旨被載之。仍管領之越妨上下庄尤入船越書煩土民越対押年云々。事実者尤不便。早召上秀直対決預所并元保云能直伝領之子細、云大官司職事、云年貢未進。糺明是非、可致注進申詞也。兼又能直存日給關東御下文不内畢。究淵底可令注申趣狀、依仰執達如件。

天福二年九月廿二日

武藏守
相模守

駿河守殿
掃部助殿

ここにみえる一在、倉光、安松、三郎丸の四つの名は前の承久遷宮の十名中に含まれている。従つて承久の造宮負担の名は一応瀬高下庄内の別府として特殊な關係を持つ一括の名であつたと思われる。これ等の名は前記寿永の饗膳負担の二十三名と別の名が多く、重複してみえる乙丸、三郎丸、小法師丸、小犬丸の四名を除くと二十九名になる。これに後述の弥吉、末吉兩名を加え三十一名という数が瀬高下庄の名の総数ということが出来る。しかし關係文書をひもどくと、他に次のような名の名称が出ていますので、或時期には若干の変動はあつたと思われる。

名

鷹尾文書年月日付

備考

1 光 永

曆応二四・一五

僧実明讓狀

2 弥 吉

(建長三) 八・一三

3 末 吉

4 みつまつ

5 かなくり
(金栗)

6 老 松

建武三・二・三

7 小乙丸

8 くらとみ
(倉富)

1 光永名については曆応二年四月一五日付の文書によつて見るに旧諸名を改変して新に設けられたものの如くである。

「田畠坪坪に注文 合光永名内」として

一所五段 南ひわたし
元丸本

一所一町 はすや
元同

(下略)

等田畑を列記している。左に右の文を表記すれば

字名(地名)

元の名

南ひわたし

熊丸(本名)

庄園村落の遺構

北ひわたし	"	瀬高町松田に日渡あり
はすや	"	三橋町垂見に日渡あり
くさは	小太郎丸	大和町塩塚に火渡あり
はまだ	熊丸(新名か)	三橋町百町に東火渡あり
くわい町	"	同町正行に日渡あり
おちほ	石丸	同百町に「はすわ」あり
まき	"	瀬高町大広園に蓮輪あり
		瀬高町大広園に草場あり
		瀬高町に浜田あり
		三橋町垂見に会町あり
		瀬高町に真木あり

となる。

以上の光永名の字名を現存地名に比定させるとしても、一ヶ所に求めることは困難で、散在田畠であることが予想される。

弥吉・末吉の両名は(建長三年)八月十三日付の鷹尾文書によれば、小太郎丸名とともに、四足(門)の修理を担当する所役であつたというから、庄内の名であることは明らかである。

みつまつ以下の名は前文欠の売券に見える所である。

さて以上神田割宛の二十七名の分は三十を超える名のなかからどれを除いたものであろうか。一応この分米は名別となつて均等割のようにみえるが、最初にあげた寿永の饗膳均等割といえども完全に均等割となっていないことに気付くであろう。一名で二名分を負担するものがあり、半名分を負担するものもある。このようにして名別の神田負担が上田八反一丈に相当したといつても、実際には名の負担数は二一一〇、五という割合で名の規模の大小に応じて夫々異つた額が負担されることもあり得たであらう。即ち名別負担の均分基準額が定つていても、実際の名数と一致するものとは限らない。

若し以上のように名の規模に大小があつたとすれば、如何なる程度の差を示すものであろうか。一括してこの庄を構成する名の数を知ることが出来ないし、又各々の名の田畑構成をも一まとめにして知る資料を持たない。ただ百余通の文書の示す細片のうちから、関係資料を拵び出して類推するより他はない。次にあげる文書は最も総合的な推察を助けてくれる資料である。

鷹尾社文書写

円勝寺領筑後国鷹尾別符四名方□家徳大寺家御領田地注進事

合元百町

除浜江河成伍拾壹町捌段三杖中

見作肆拾捌町壹段一杖中

除神田肆町

定田肆拾肆町壹段一杖中、但此内下地者直人名主等面々知行之間各委細令注進候歟、以此旨可有御披露候。

恐惶謹言

正安四年三月廿二日

惣公文上

政所紀元員上

以上四名の内容は具体的な記載を欠くが、定田四十四町一反一杖とある所をみれば、一名の平均田数は十一町程度のもとなる。又神田四町とあるは前に記した神田二十二町一段二杖の一部であろう。名別上田八段一丈とある所から計算すれば、四名分均等割として三町二段四丈となる。しかし前述のように負担額に差があり、上、中、下の田位も関係してくるとすれば、四名分計四町という神田は首肯出来る。最初に元百町として、そのうち浜成、江成、河成として、全面積の半分以上を除いている所をみれば、矢部川河口に近い地域を含んでいることが推察される。

円勝寺領の鷹尾別符四名については次の文書が参照される。

鷹尾神社蔵古文書写

円勝寺御領筑後国瀬高下庄鷹尾別符四箇名内安松米満兩名、正安三年以来御年貢以下色々雜物未進事、寂弘帶領家御奉狀懸大友江州於博多訴申之処、給主伊藤左エ門入道舜崇知行分自正安三年至今年^{正中}御年貢并雜物等遂無憐忌皆納之間於向後者止訴訟給候。仍狀如件

正中二年十月三日

雜掌 寂弘

即ち米満、安松兩名が含まれていることを知る。米満名については後述のように二町五段余の田が売買の対象となつていたので、名田そのものが広大であることが推察される。別に米満半名の名称がみえている所からも、広域の名が二分される機會のあつたことを物語るものであらう。

一名の田積の大きなものの例をあぐれば、鷹尾別符のうち小大丸名は本田二十町もあつたことが文書によつて示される。

深江文書

譲与甥安富深江民部大輔泰重所

一所筑後国瀬高鷹尾別符本田廿町号小大丸名

此内中嶋^一新開屋敷大藪同庄分地頭兩職事

右所職者宗種重代相伝^一也。而宗種老躰之間泰重諸事加扶^一東御下文手繼証文、亡父左近大夫頼泰讓狀相副泰重所譲与実也。永代迄千子々孫々可令知行^一此所者子共二人^{嫡子}次男^{源次郎}二人雖譲与背所命之間令悔改之譲与者也。任此狀不可^一為後日讓狀如件
延文元年二月九日

沙弥 宗種 在判

小犬丸名のなかには、「中嶋□」新開屋敷」がふくまれているので、この中嶋は山門郡大和町中嶋又は大和町鷹尾の小字中嶋（鷹尾神社北側のびわこの遺跡の近くにある）のいずれかであろう。小犬丸二十町のうち中嶋と号する田地五町は泰長法師（法名舜献）押領のことによって雑掌等と相論している。

深江文書

円勝寺領筑後国瀬高下庄内鷹尾別符雑掌高繼長信等与安富兵部承泰長法師法名 寂献代信景相論所務事

右雑掌寂献押領田地五町号中嶋自応長元年打止所務抑留年貢済物之由訴之信景亦為奈古三郎入道春寂奉行預裁許之旨陳之者信景所進元亨四年改正三月廿日鎮西下知状之鷹尾別符雑掌道慶与泰長相論年貢事如本主光村給寛元二年十二月九日關東御下文者筑後国瀬高下庄内鷹尾郷中嶋屋敷云々如泰長亡父頼泰給正和四年三月廿五日御下文者瀬高庄鷹尾別符多賀江八郎事云々。蓮光跡者中嶋屋敷也。非入道蓮光跡公田之处可弁年貢之由、道慶申之条無謂。上道慶為訴人難決之間、被奇捐訴訟之所見也。当雑掌閑先度落居属賦申子細之条、不及沙汰矣。依仰下知如件。

嘉暦四年八月廿日

（押紙 北条英時）

修理亮 平 朝臣 在判

次に資料によれば、熊丸名は二町二丈中という面積であった。

鷹尾社所蔵鷹尾文書写

宛行瀬高下御庄内熊丸名事

合式町式丈中者高柳四郎入道

右為熊丸名々主職者任先例

有限御年貢以下御公専等

無懈怠可令

勤仕之状如件

庄園村落の遺構

建武元年六月廿七日

沙 弥 (花押)

小犬丸名田は熊丸名の約十倍であるが、別宮饗膳の割宛は次のようになって大差ない。熊丸名が四分の一だけ少い。

新名熊丸 一名分

|| 五名分

小犬丸 一名分と一名分

|| 二名分

名の規模が判る資料は小犬丸名と熊丸名と二つしかない。けれども左記の例は米満名の名田の規模をうかがう資料にはなる。

米満名内の田地で、安松方に売却されたものは左記の通り三通の文書がある。

第一号

引進 水田事

竹尾御別府米満名内

六条六甲十四坪九段三丈

七条六甲卅六坪九段四丈

右件田曳進、元者当名所当御米依難済御年貢拾陸石代、限永年所令曳進干上家分也。更不可有相違。但於本公驗者為連券仍不能放進
手次令引進之狀如件

建保七年己卯正月廿七日

米満地頭前右京進大江

依御米難済私領之田地。式町令曳進之廻、此条不□思召者見狀書給候云々仍如仰檢狀仁申請候処、田令曳進之故仁、御目代殿ヲ不審
仁毛思召候ハ、普大□抑夷神祇冥道御罰ヲ大江忠信五躰身分罰蒙可言上如件

同月同日

大江忠信（花押）

第二号

沽渡 安松所

米満名内立田陸段事

在謀条陸甲貳拾坪陸段

右彼田者大江忠信雖相伝私領也。從依有要用、直米肆石捌斗、代限永年所沽渡実也。於本券者、依連券不及放与、以此證文為後代手
継安松可令領掌之給狀如件。

承久二年十二月五日

藤原三子（花押）

大江忠信（花押）

第三号

曳渡進 安松所

先祖相伝私領米満名内田地事

在五条六甲六坪壹段并泊貳段者

右田地者雖為大江忠清先祖相伝私領。直五大夫沙汰、息米肆石伍斗代、限永年所曳進実也。於本券者、依為連券不及放与、以此證

文手継仁シテ可令領掌之狀如件。

嘉祿三年丁亥三月廿八日

大江忠清（花押）

以上三通の文書によつて米満名より売却された田地を列記すれば左の通りである。

六条六里十四坪 九段三丈

七条六里三十六坪 九段四丈

七条六里二十坪 六段

五条六里六坪 三段

計 二町八段二丈

右のように田地の所在を条里坪付を以て記してあることは、現在矢部川の下流山門郡一帯に条里遺構の明瞭に残っていることと参照して注意すべき資料である。山門地方の条里復元については、先に所見を述べる機会があつたが、今なお補考の余地が残されていることを感じている。しかしこの問題は別に述べることにして、何れにしても、上記三ヶ所の田地は坪付によつてみれば、散在していることを知るであらう。右の文書によつて知り得る第一のことは、名田は散在して所謂班田時代のように散在錯亂形態を示すことである。この米満名では二町五反余を売却しているので、残りの田が幾許になつているかを知り得ないけれども、相当大規模の名田を持つたであらうことが推測される。

以上の限られた文書では全体の見通しはつきにくい、大は小犬丸名のような二十町余のものから、小は熊丸名の二町余のものもあつた。名田の規模からいえば均等名ということは出来ないであらう。しかし名の負課は均等分にするという立前であつたとすれば、これ等の大小の規模の名には厳密に均等負課は無理であつて、前述のように二一一、五一一一〇、五のような比率を持つことが当然予想されるであらう。

因みに樋口八幡宮旧藏古文書写によれば、新開田も室町時代に見られる。

鷹尾別府鎮守御社修理田坪付事

合

一、三郎丸名新開 壹丁

一、安松名新開 壹丁

一、倉満 新開 壹丁

右為本修理免之間、以上三町所打渡也。隨而本御下知之旨、彼新開三町之通難為荒野。社家知行不可有相違、仍打渡之狀如件。

高良 別宮大宮司殿

高良 社 宮 師

宥 朝 判

高良 別宮大宮司殿

應永年間の文書には各名の新開地を以て田地を増加した傾向を示している。

鷹尾神社古文書写

筑後国瀬高下庄、高良別宮免田、并鷹尾別符内米満半名、同別符内田吉入子貳町貳段、同別符内（安脱カ）松名新田參町号修理田
同別符内三郎丸新田壹町号修理田事、任先例連續旨、不可相違領掌如件

應永十年 九月八日

武 資 判

高良別宮大宮司

以上應永年間の新開田積のわかるものは左の通りである。

		應永三年	應永十四年
倉 満	(安)松名新田	三 町	一 町
	三郎丸名新田	一 町	一 町

上記の應永三年の文書にみえる米満半名田吉入子兩所の年貢は遡つた正平十二年には宮役、御位田米、十禪師御供料并

庄園村落の遺構

に土井の料足として特別に使用されていたことを物語っている。

樋口神社所藏古文書写

筑後国瀬高下庄鷹尾別符政所給事

右大宮司入道蓮乘依敷申、当所内米満半名入子田吉名入子、以両所年貢、計宮役御位田米及十禪師御供料、并土井料足仁沙汰入之残分者引募政所給、御公事等任先例可有其沙汰之状、下知如件。

正平十二年八月十一日

左衛門尉

別宮大宮司元重所

このような由諸をもつた名とともに修理料田増額をはかつた高良本社の社家は新開田の獲得に努めたと思われる。

三、瀬高下庄の範圍

以上の瀬高上庄の名とその規模の一端を述べたが、次に庄の範圍について考察を試みよう。

瀬高下庄の範圍についてははるか後世の伝であるが、庄内の古社樋口宮の社領と称する樋口千町の名が今なお村人古老の口にのぼっている。樋口八幡宮社記録 現山門郡瀬高町
上庄八〇宮所藏 によれば、

「第五十六代清和天皇御宇貞観十一年宇佐八幡御分靈ヲ御勸定シ奉リ、此地ニ斉祀奉ル、筑後国瀬高御庄、大竹樋口ノ莊ト称シ、大竹、樋口、下庄、高柳、井手上、泰仙寺、鷹尾、皿垣ハ総テ此八幡宮ノ社領ニシテ、俗ニ樋口千町ト称セリ」

とある。末文には「右大和村具社鷹尾神社記録」と註記がある所から鷹尾社文書によつて樋口千町の範圍を敷衍したものである。

樋口社の草創についての貞観十一年宇佐宮分靈のことは鷹尾神社草創の記録と同一規である。末尾欠文のため年号が明かでないが近世のものと思われる「八幡宮記録」と題するものに

附表 瀬 高 下 庄 の 名

庄園村落の遺構

	名	現 在 の 地 名		関係の文書 (年月日付)
1	吉 里	瀬高町大字河内字吉里	○	
2	枝 光	三橋町, 久末村中 俚称枝光, 柳川市, 枝光	○	
3	北 鴨 住	三橋町, 棚町, 鴨角	○	
4	太 郎 丸	三橋町末久, 太郎丸, 同町高柳, 太郎丸, 大和町, 鷹尾, 太郎 丸, 同町塩塚太郎丸	○	
5	行 武	瀬高町, 下ノ庄, 栄 町, 生竹	○	
6	重 富	山川村, 重富, 重富	○	
7	小 熊 丸	—	○	
8	小太郎丸	—	○	(建長3) 8.13
9	乙 丸	瀬高町, 上ノ庄, 乙 丸, 大和町, 塩塚, 乙丸, 三橋町, 下久 末, 音丸	×○	承久 3 6.22 寛喜 1 7. 5
10	久 富	三橋町, 正行, 久富	○	
11	稻 富	三橋町, 江曲, 稻富	○	嘉禄 2 10.17
12	友 吉	—	○	
13	有 富	瀬高町, 大江, 有富	○	嘉禄 2 10.17
14	吉 成	—	○	
15	小犬男丸	—	○	
16	楽 定	瀬高町, 松田, 楽十	○	
17	弥 乙 丸	—	○	

	名	現在の地名		関係の文書(年月日付)
18	熊丸	三橋町, 棚町, 熊丸	○	寛喜 1. 7. 5 暦応 2. 4. 15 建武 1. 6. 27
19	吉富	三橋町, 新村, 吉富	○	
20	三郎丸	三橋町, 垂見, 三郎丸, 大和町, 下塩塚, 三郎丸,	×○	承久 3. 2. 22 建武 3. 2. 3 " 3. 6. 22 ○応承 3. 10. 18 寛喜 2. 8. 30 応永 14. 9. 4 天福 2. 9. 22
21	小法師丸	小法師丸, 名内, 香子田, 一大和町, 栄, 好子田	×○	承久 3. 6. 22 正平 12. 2. 3 ※寛喜 1. 7. 5 正平 17. 4. 28 建武 2. 2. 29
22	小犬丸	小犬丸, 名内, 中島一大和町中島	×○	△正和 4. 11. 13 △延文 1. 2. 9 ※文保 2. 11. 13 年号不明 9. 17 正慶 2. 9. 10
23	米満	—	×	建保 7. 1. 27 正中 2. 10. 3 承久 2. 12. 10 正平 12. 8. 11 嘉禄 3. 3. 28 応承 14. 9. 8 正安 2. 8. 13 永享 2. 閏 11. 3
24	安松	—	×	承久 3. 2. 22 正安 2. 8. 13 嘉禄 3. 3. 28 正中 2. 10. 3 天福 2. 9. 22 △応永 3. 10. 18
25	倉満	—	×	天福 2. 9. 22 応永 30. 1. 22 応承 3. 10. 18
26	一在	—	×	天福 2. 9. 22
27	田吉	—	×	承久 2. 12. 10 建武 2. 12. 11 " 3. 6. 22 ※正平 12. 8. 11 建治 2. 6. 28 正中 2. 10. 3 弘安 8. 5. 29 応永 14. 9. 8
28	大犬丸	—	×	
29	犬男丸	—	○	

備考

1. 関係の文書で鷹尾社蔵古文書及写は年号のみを記す。
○は鷹尾社蔵寿永元年8月16日付文書に見える名。
×は鷹尾社蔵承久元年12月5日付文書に見える名。
※は下庄八幡宮蔵樋口社文書写しによるもの。
△は深江文書。

「筑後国山門郡瀬高下御庄鷹尾別符八幡大神（宮考）于来年曆矣。人皇五十六代清和天皇御宇貞観年中、波波大納言家少将紀公昌、從豐州宇佐宮奉遷、向筑紫城之後、山門県鷹尾郷之靈地也」

とある。両社の草創由来と庄域に混同があるように思われる。そこで関係古文書にみえる名の位置を知るために、現存している地名を出来るだけ探してみることにした。土地の人の協力によつて得られた関係の地名を集めたのが別表である。

名の半数程度が現在の地名に残っているに、又広い範圍に調査を依頼した人々は限られた数であり、各人は小字以下の俚称地名は自分の住居地、耕作地関係以外ではわからぬことが多いので、なお暇をかけてさがしたら若干の補遺は見込まれる。別表のうち太郎丸は四ヶ所、乙丸は二ヶ所あつて、何れとも決め難いので地図は一様に○で示しておいた。又変音と思われるものに

行武名↓生竹（現在地名）

樂定名↓樂十（現在地名）

がある。田吉名についてはさがしあてないが、大和町作出に田吉姓の民家が多いということを知つた。又「小法師丸名内香子田」云云の文書（註3）によると「香子田」は現在大和町中開に「好子田」という地名があるので、これを含んだ地域にあることがうかがえる。勿論名田の分布は前述の米満名の例が示すように散在形態であつたであろうから、一円地として村落と耕田が一ヶ所にあつたとは思えない。名の名称が残っているのは恐らく名屋敷から発展した村落が、今日まで存続した結果によるものであらう。

別表にみられる地名を地図の上に書き入れれば第一図の如くなる。山門郡瀬高町、三橋町、大和町の範圍である。ここは矢部川の下流平野で現在は所謂千町歩の水田と称する米作豊穰地帯として知られている。今四至を検すると、北は沖ノ端川を限り―吉富だけは川の北岸にある―東は矢部川の旧河道を限るようである。この境界は東方山川村の条里区と境する所

で、旧河道は現在も低地で矢部川氾濫の際はこの溢水が流れる。南に飯江川を限り、西は有明海の当時の海岸にまで達したであろう。旧海岸地域の想定は一応条里の限界によつても知られる。吉富、稻富、好子田、中島などは条里の限界であり、庄域の限界ともなっている。以西の地は近世の干拓のあとの著るしい所である。推定旧海岸線は西北より東南の方向に走つていたと思われる。以上の範囲は東西約八軒、南北約七軒に及び、総面積にして約五十平方軒に達する。この地域は前述のように、東西―南北の条里の遺構が明瞭に残っている。南北に亘る条の数一〇、東西里の数一二をふくみ三千町歩以上になる。現在も幅の広い水濠が縦横に走つて低平な水田風景を呈しているが、よくみると僅かな高底が起伏して、水がかりの悪い地域がある。ことに東方地区はそのような畑地としかならない地帯が相当残つており、又西方地区では低地湿地もかつては広い葦原であり、河道の乱流による荒廢地も少くなかつたと想像される。右の地域内に想定される三十余りの名と名田が散在していることになる。名田の総面積は前述のように四名四十余町という資料から類推すれば、三十名で三百町歩余りという計算も一応は出来るが、名の規模が大小不揃であれば、この推定は余り確実なものでない。何れにしても瀬高下庄の名田数は僻地庄園の一般が示すように広域に亘つていたことは云えるであろう。因にこの庄園の北の方にあたる筑後国八女郡広川庄の規模を参考迄に附記しておこう。

柏葉抄録所採坂東寺旧記

坂東寺当社役註文による

広川庄

名	田数
員富	14, 6, 町, 反, 丈, 143,
倉米	7, 3,
五富	40, 4,
貞富	9, 9, 4,
秋松	23, 9,
吉富	15, 5,
得久	16, 8,
富久	64,
若菜	21, 5,
重吉	8, 2,
六良火寸	3, 3,
重松	5,
富末	9, 5,
法師丸	4, 1,
久留	31,
用丸	32, 5,
弥富久	5, 5,
大三郎	8, 3,
五郎丸	7, 9,
千歳丸	2, 8,
太郎丸	1,
一王丸	4, 7,
近元	48, 4,
知得	5, 2,
国武	27, 1,
勢得	80, 1,
弥次郎丸	1, 7,
得成	5, 5,
長得	15, 2,
千与益丸	3,
金丸	2, 1,
倉吉	17, 7,
吉里	13, 4,
北郷富久	16, 1,

以上惣田數七百七十二反四丈(註4)

名の總數三十五名、最大百四十三町より、最狹九反四丈、広狹差を表示すれば

百町以上は一名	九町台 一名
八十町台 一名	八町台 二名
六十町台 一名	七町台 二名
四十町台 二名	五町台 四名
三十町台 二名	四町台 二名
二十町台 三名	三町台 二名
十町台 七名	二町台 二名
	一町台 二名
	一町以下一名

(註)

1 瀬高下庄司成立事情については学友波多野院三氏の左記の論文がある。

西日本史学―第五号、波多野院三「鷹尾別府考」昭和二十五年十月刊 本項の記述は右論文による所が多い。

2 承久再建の宝殿については御正体木像や几帳等の詳細がついで述べられている。右の安置される宝殿は神殿の意味である。明治年間の神社書上には

鷹尾村別府西古賀鎮座 八幡宮所祭神(中略)
宝殿三間四方、拝殿三間四方

庄園村落の遺構

3 とある。
鷹尾社文書中に左記文書あり

奉寄進

鷹尾玉垂大菩薩田地事

在筑後国瀬高下庄鷹尾

別符

小法師丸名内香子田老段者

右田地者沙弥西妙重代相伝之地也。而現当二世心中祈願成就円満所奉寄進三所大菩薩也。仍寄進狀如件

建武二年二月廿九日

三猪大塚沙弥西妙

(以下省略)

4

広川庄の名列記した文書は左記のように鎮守を社の造営料足として課せられた棟別銭の目録である。

以上惣田数七百七十二反四丈 分錢二百十二貫八十四文
右支配状如件

注進

天福二年二月 日

広川庄鎮守社造営料足段別銭支配

合貞觀二年実檢惣田数一反別卅文宛

公文 僧 在判

書生公文沙弥 在判

一、倉員名百四十三町

分錢四十二貫九百文

(以下省略)

一、米富名十四町六反加近元安富

分錢四貫三百八十文

第三 名と村落遺構

一、名屋敷の構成

瀬高下庄の庄域に発見されたいくつかの住居趾群について理解を助けるため、その背景をなす庄園を文献について述べて来た。平安末期以降この地は多くの名を基盤として構成されていることは一般の庄園と異なるところはない。従つてこれ等の住居遺跡が名と關係して考察されねばならないことは当然であろう。

先づ住居趾がこれまで述べて来た庄内の名或は屋敷と一致するか否かの問題である。集落或は住居趾の発見された地域が文献にみえる瀬高下庄の名の推定分布範圍と一致していることをみてきたが、遺跡のどれがどの名に相当するかについては正確な解答を出すことは出来ない。びわどのや中島の地名は古文書にもあるし金栗の諸遺跡は金栗名(註)と關係ありそうであるから、幾つかの遺跡は下庄名の住居遺跡であることに間違ないであろう。しかし今問題としているのは、それが何名の居住地であるかという個別的なものを取り出そうという意図ではない。名の構成に大きな意味を持つことがこの場合

必要である。それにしても遺跡が庄内の名村落であるか否かの解答は、古文書文献からは完全には得られない。上記の地域の全域が瀬高下庄の庄地か、他の庄地が入り込んでいるのか、国衙領と交錯しているのかについてはこれを明かにする資料がない。しかし当時の趨勢としてみれば、国衙領の郷も実質的には庄園の名と同じように変質しているとすれば、一応この時代の居住遺跡は名の性格を表明する遺構とみなして考えても差支ないであろう。名田の耕作者の集団の内容についての文献資料もこの庄に関する限りには余り多くを期待出来なかつた。そこで当時の名の一般的な性格から類推するより他はない。名在地の居住者が幾つかの階層から成る集団であることは早くから論ぜられている。名主を対象とした場合、それが地主的性格を持つものであるか、自作農の性格を持つものであるかは場所と時代によつて異なるであろうが、名主層の名田経営の労働組織も単純でない。瀬高庄のような大規模な名田経営についてはその耕作が単一家族で行い得ない面を持つている。複合家族又は百姓所従、下人をも含めた集団労力が名経営の直接労働に関与することになるであろう。ここにそれ等の耕作労働者の集団が居住の地を一冊のなかに持った場合が筆者のみてきた遺跡の実態に相合するのではなからうか。偶発的な工事に伴う発見によつて扱はれた地が特殊な村落なり階層なりの居住であれば別であるが、当時の庄園在地の農民の村落であることの方が公算が多い。

遺跡で一番多くみる所の遺構は小型の竪穴住居である。勿論この竪穴には柱穴を欠いているので、かつては柱礎を持つたものもあつたと推定しているが、それにしても形といい大きさといひ弥生期、縄文期の竪穴にも及ばないものがある。住居として竪穴が平安、鎌倉の頃までつづいて営まれたという証跡は、近年若干の調査例から判明して来た。なかにはさきに灰穴と仮称したような住居遺構かどうか不明のものもあるが、特殊例を除いて一般住居とみなして差支ないものである。又一方では掘立柱の建築遺構を垂見遺跡で調査して来た。一棟の建屋が数個の竪穴と同一溝内にあるという所からみて両者の建築様相の差異は居住者の身分的な性格を反映するものと解される。即ち旧来の伝統的な竪穴に居住するものは

隷屬農民の低い生活を物語っている。これに対して垂見の掘立柱の建物は大きと構造からより高い生活を営むものの、居住を想像させる。更に又同一居住地域のなかに今はその痕跡を止めない柱礎を持つた高床建築の存否も問題になるのであるが、今はこの想定は全く決定的な資料を欠いているので、一応考慮のなかに入れずに論をすすめよう。

小型竪穴の遺構が最も多い所から、当時の零細農民の生活程度も推測されるが、それ等の小屋は名田地の散在小屋―田屋にも等しい小規模のものであるから、勿論単婚家族以上の大家族集団を容れるものとは考えられない。彼等が集団して溝内―環溝又はその変形である鍵形溝内―に居住する場合もあるし、又溝はなくとも一ヶ所に集合居住する状態はこの諸々の場合に共通した集合状態を示している。

このような共同生活の集団と対照的な様相を呈する村落の例を求むれば、小規模な均等名を以て知られている大和国若槻庄がある。

若槻庄は渡辺澄夫氏の研究によれば、大和平野のなかにあつて殆んど田畑で占められ、円田的形態を示す庄園である。

徳治二年の土地帳によれば十五名の名田畠二十一町四反余り、一般百姓名は一丁八反から一丁三反前後で、一丁五、六反を普通とする均等名であることが知られている。名屋敷は垣内を称するもの多く、一反平均の面積を持つている。「垣内」が畿内に多い環溝住居のあとであることは一般に知られているが、今なお環溝集落の形態で畿内の諸平野に多く散在している。しかし若槻庄の示す垣内は名の数と一致する名主屋敷が多く、夫々何々垣内と称しているので、名主を中心とした家族の住居とみられる。さきにみた瀬高庄内の環溝住居のあとも、同様な家族住居の性格が強い。その面積については金栗遺跡の一辺四〇米（一反強）のもの、或は全延長不明であるが、それと規模の著るしく異らないと思われる垂見の住居址或は又鉾田遺跡にみる不完全環溝の推定面積にしても一反乃至二反という数を示している。

若槻の庄では屋敷のなかは、渡辺澄夫氏の指摘されるように一反の屋敷が又半、半に分割されている実例からすれば、

筆数に應ずる耕作者と住居のあつたことは当然考へねばならないであろう。即ち成立期の名が単一の住居から成つていたとは限らない。垣内や名も一字以上の家からなつてゐるものが存在したことは明かである。

ところで、瀬高の庄では庄園―名の規模が若槻の庄のように小面積小規模のものでないとすれば、この環溝住居又は環溝はなくとも一地区にまとまつた住居群というものはより多くの人員を含むか、或は一つの環溝なり一区の居住群のいくつかが集つて一つの名田耕作に關与せねばならぬであろう。溝内の住居趾が多数あることは一応住居集團者の多数を意味している。勿論遺跡の調査では限られた年次の同時期併存の建物群が何宇あつたかは決定困難である。住居遺構の全部を一時期のものとすることは出来ない。溝内（垣内内）の建物は最初少数であり、屋敷地内に田畠を耕作することもあつたであろうし、それが後敷地内の分割、新築の建物が増加する傾向は認められる。しかしそれ等の溝内住居集團がもとと単一家族のものでなかつたことは、溝内の居住家屋構造に大小の規模が著るしく、居住者の身分的性格を反映するものがあることによつても推測される所である。

庄園内の階層身分構成の実態は夫々の庄園の機構によつて異なる点もあり、單純に割りきれないものがあるが、便宜上莊官、名主、農民の三つの階層に大別して考えることが出来よう。今このような便宜的な分類によつて三つの階層によつて如何なる家屋構造の変差を示すかという問題を提起しても、平安末期―鎌倉初期に至る間に適当な文献資料を得ることは出来ない。時代が降つた室町時代の例であるが、前にも引いた備中国新見庄の政所建築指図によつて再びその規模の大小を検討してみよう。^(註3)

A 類	イ	地頭政所本屋（7尺間） 28尺×42尺=30（坪）
	ロ	琳阿弥家（領家政所7尺間） 28尺×42尺=30（坪）
	ハ	奈良殿の住宅（政所本屋と同じく7尺間） 28尺×42尺=30（坪）
B 類	ニ	地頭方政所の台所（7尺間） 24.5尺×38.5尺=26.2（坪） 21尺×17尺=9.9（坪）
	ホ	阿毛の住宅 21尺×35尺=20.4（坪）
	ヘ	阿毛の附属屋（推定）（8尺間9尺間その他） 17尺×17.5尺=8（坪）（下屋を含まず）

上記の諸例でみると林阿弥は庄の代官級のものと考えられ、奈良殿は庄官級の有力な名主を階級層のものと考えられている。阿毛は領家方荘官金子衡氏の隸属百姓で、もと地頭方政所の台所は阿毛の所有であつた。

ここでみられる二つの分類はA類が庄官名主層のものとみ做され、B類は百姓層住宅とみられる。ともかく二つのグループに段差が示されていることは事実である。前節に図示した瀬高庄内高良別宮の宝殿は承久の遷宮であるからここに問題としている時代に相当し、その規模は桁行母屋二間に広庇つきの計三間、間口三間で五尺五寸の間である。従つて総面積八坪である。これは神社建築の特殊なもので、その規模を云々することは、一般住宅と同一に論ぜられぬかも知れぬ。そこで取上げるのは、垂見遺跡で調査した掘立柱の建築物であるが、これは十三坪弱の面積を示している。瀬高下庄の鎮守として又庄内の名々の負担を課して建てられ維持される高良別宮の宝殿が僅か八坪の面積であるのに対して之は大建築といわねばならぬ。これに対して直径二―三米の竪穴住居の例を多くあげてきた。このような小形竪穴はたとえ床面積が竪穴の周縁に広がつたにしても、石器時代以降の伝統を継承している建築技法と見做される。しかもその数の多いことからすれば、之を一般下層農民の住居と見ざるを得ない。彼の柱穴を持つ建物は名主層と速断は出来ないまでも竪穴よりも数段と上級階層の住宅にふさわしい。尤も瀬高地方の環溝で垂見遺跡以外では

このような大小新古様式の混在している所をみない。ここでは柱礎を持つ建物で地下構造物を持たない場合が想像される。仮にそのような遺構が見出されるとすれば、それは又一段と高い生活レベルを示すものとなるであろうがこれは予想に止まる。それよりもなお太宰府調査でみたような掘立柱の建築物が、垂見遺跡の一例と時代を同じくし、規模も類似していることを思い合せ、将来このような柱穴によつて示される建物の構造を検討して堅穴との対比を考える必要があると思う。

さきにも述べたように山門地方の環溝内の住居は特殊な規模の構造を示すものは少く、大多数の小規模の堅穴によつて農耕民の住居集団を思わせる。このことは前時代の弥生、古墳文化期の伝統的な住居様式の路襲と見做される面も見逃せないであろう。更に溝内の住居分布は時代の重なりを検討して時代的な分離を行わなくてはならぬが、事実上これは困難なことである。同じ様式の堅穴があつても重なり合っている場合は、同時期のものでないことは明かであるが、併存している場合の決定は困難である。同様にして環溝群の分布も銚田遺跡の例のように重なり合つたものさえあるが、これ等の環溝が一つづつ時代を追つて現われては消えるという事情は全く考えられない。幾つかの環溝住居は同時に併存していたにちがいない。孤立した環溝（金栗例）、又は環溝の一部（垂見例）を調査している場合でも、調査の範囲が広げられれば殆んど同類の住居集団を銚田遺跡の如く近隣に見出し得るであろう。このような居住集団が村落を構成するとすれば、複合家族又は隷屬農奴を含む主従関係の溝内居住者は集約的に溝や垣を以て囲まれ、同類の集団が若干の距りを以て分布する所に散在性を認めることとなる。この村落に於ける集中性と散在性の二面が古来からの環溝住居を特徴づける性格であろうと思う。又幾つかの環溝集団によつて提供される労働力は数十町歩の耕作営田にも耐え得られる。ここに瀬高庄の名田経営が辺地によくあるように比較的大規模に発達する因由を理解し得るであろう。この点は前述の一名一垣内の関係に置かれる畿内的な規模均等名の散在性と対比さるべき性質である。

二、環溝住居と名

畿内の垣内集落の先駆形式は、集落というべき性質のものでなく、家族的構成を持つ垣内であることが知られる。ここにひいた諸環溝住居趾の居住内容も大規模な家族的構造を示していることは既に述べた通りである。更には又当瀬高庄にも周溝を持つ住居が存在していたことが文献から知られる。

その一例は左記文書（鷹尾文書）による。

瀬高下御庄内鷹尾別符内

西空閑堀内田屋敷名主職事

元重所

右田屋敷者任先御下知之旨且任元忠置文之状惣領可致知行仍免状如件

建武四年七月 日

御代官 実 明（花押）

西空閑の地名は今鷹尾社の西辺にあつて西古賀と称しこの近附の数戸の家は環溝をめぐらし所謂環溝集落を形成している。しかしここにいう堀内田屋敷の内容について史料は具体的な制形を示していないので、現在の環溝住居との関係も直接にはいえない。ただここに西空閑に於ける環溝がこの二つの特徴を持つて注意しておこう。

一、堀内に屋敷の外に田を持つこと

二、堀内と称する屋敷地は集落と称すべき性格のないこと

時代はやや遡るが、文永建治の交の堀内屋敷に関するものに左の二通がある。

花押

下筑後国瀬高下庄鷹尾別宮（符カ）

田吉入子事

右於堀内屋敷御年貢雜物等田中殿御時奉公異他之間、雖被免除、不忠之時被召返候。然而元忠可抽奉公之忠之由申候間、被免除了。庄家不可有違乱之狀如件。

建治二年六月廿八日

他の一通は弘安八年五月廿九日付の文書で前文と同じく鷹尾社古文書である。その題記は次の通りである。

筑後国瀬高下庄高良別宮大官司元忠代子息員〔熊女代僧弁羅相論鷹尾郷内田吉入子堀内世過屋敷事〕

堀内世過屋敷の世過は個有名詞かともみえるが明かでない。屋敷地の惣領権相論に関する文書であるから全文をここにひかないけれども、上例のように西空閑、田吉入子等の地に堀内屋敷のあつたことを知つた。

そのような堀内屋敷は又名主職と連記されている所をみると名主屋敷であるかも知れない。所謂豪族屋敷の周りに濠をめぐらす例は近世に至るまでであるので、そのような発源がこのような処に求められるとするのも一考であろう。

吾々の取扱つてゐる遺跡に現れる環溝は文永、弘安、建武によほど近いけれども、なお上記史料のみでは若干の距りを感じるので、今にわかに環溝遺構を以てこれ等の堀内屋敷と同一のものと断定することをさしひかえておこう。もともとこれ等の環溝住居は、深い堀を掘つて水をたえ防禦に役立つようになったのは中世のいつ頃からであろうか。当瀬高

地方ではやはり現在までかつての土豪の住宅の周りを囲つた濠のあとが現実に残つていたり、（例ば金栗田中氏祖先の住

居跡と伝える環濠^{（註3）}）又は環濠集落のなごりを探せばかなり多い。屋敷地の連続集団の間を区切る溝は今も五米以上に達

し、幅も広くなつて、低地であるから自然水濠となるのが原則である。このような村落の自衛手段を必要とする社会的な条件は色々の面から考察されるであろうが、今取あつかつてゐる遺跡のうちに見られる環溝は、そのような防衛的要素は

稀薄と云わねばならぬ。むしろ前から筆者の取あつかつて来た弥生期の環溝に似た性格のものではあるまいかと思われることは、単に外観の類似から得た印象であるけれども、中間の古墳文化期奈良時代の例も幾つかをあげて、連続的に環溝住居の存在したことを述べてきた。その居住者の内容については多くの類似形態のなかに普遍的な庶民居住の集団様式が考察されるであろう。そして更に詳しくは同一様相を呈しながら、又時代によつて夫々の溝内居住者の構成内容が変化していくことも当然であろう。平安鎌倉の交期を中心として取あげた環溝住居の遺構内至は住居集団が庄園を形成する名と関連して論ぜられる機会を持つた。既述の所は遺跡の社会的背景として瀬高庄の構造の一部を明かにするに止り、名の構成と居住集団との関係についてはなお残された問題が多い。筆者は辺地に多い大規模の名田経営が行われる場合の住居集団が環溝屋敷であつたならば、一環溝内の住居者でなく環溝居住の複合体による幾つかの居住集団であらうと見通をつけている。これ等の村落は長い間に亘つて形態的には一つの特色を持統していることになる。

環溝形態観察から出発して、庄園時代の村落組織の面の理解を更に深める目的のために、この小論を試みたが、省みて各住宅遺構についての個別的な面を掘り下げることが、総合的な特徴を把握することと共に、必要であることを忘れてはならない。

最後に当地方で多くの庄園時代、ことに平安鎌倉の交期を中心とする時代の住居遺跡を調査する機会を持つたが、たしかにこの時代は瀬高庄の發展史上では一つの時代を形成したと思われる。その後の遺跡が発見されないことが庄園村落の荒廃という事実を告げるものでないことは勿論である。その原因の第一に考えられることは、住居集団様式の変化であり、その第二は建築技法の変化である。第一の面では所謂複合家族形態を示す環溝が夫々独立して連繫するという立場を超えて、近接地に密集し所謂集村を形成するため、従来の居住地を離れなければならなかつたことが考えられる。第二の面では、堅穴や柱立穴の構築が高床の住居になり、礎石の上に柱を据えるようになった結果、地中に趾が残らぬようになった

と一応の解釈を試みておこう。

〔註〕

1 びわ、ぞの（枇杷園）の名称は鷹尾文書文禄五年六月十四日付

の大宮司坪付に「びわ、ぞの上田四畝二十一步」と見える。

中島及び金栗名の称号は既に前節で引用した文書に見える。

2 渡辺澄夫氏「畿内庄園の基礎構造」

昭和三十一年五月刊 吉川弘文館

史学研究 第五十号記念号 昭和二十八年四月刊

渡辺澄夫氏「大和平野における環濠聚落の形成と

郷村制との関係」

3 歴史学研究 一九一号 昭和三十一年刊

伊藤鄭爾氏「備中国新見荘の政所建築および名主、
百姓住宅について」

4 渡辺澄夫氏は前記「史学研究」の論文で、大和若槻庄では徳

治年代では環濠は夫々独立して散在形態であるが、文正年間
には若槻庄は庄屋垣内を中心核として集村的形態に転換しつ
つあることを論述されている。筆者もここに取扱っている山
門平野の数多い環濠集落の例を蒐めているが、その起源につ
いては別の機会に論ずることしよう。

5

瀬高町西金栗字道条に遺構を止めている。現在では旧屋敷地
内東辺に二条の溝があつて環濠の名残を止めている。かつて
はこの辺は二重の濠によつて囲まれていたと思われる。濠内
敷地は東西二五間はあつたらしい。

Sites of Sho-en village
—the case of Setaka-Shimono-sho (Chikugo)

Takeshi Kagamiyama

During these ten years, I have investigated several living sites around the lower basin of the river Yabe in Yamato-gun, Fukuoka prefecture. I have carried an archeological investigation on the sites discovered by a land-work in the area.

Concerning the date of the sites, the majority of them are of the late Heian era including the beginning of Kamakura era (11c-13c). At that time, there was a sho-en, named Setaka-Shimo-no-sho, in this lower basin of the river Yabe.

The investigated sites scattered within the limits of the named sho-en. As the date of the sites falls on the former period of the sho-en, I tried to examine related ancient manuscripts such as of Takao-Shrine in Yamato machi, Yamato gun and so, to know the historical background of the village. This living sites seems to have formed the whole village or a part of it.

I am further to examine, in comparison with collective living sites, the question whether in the sho-en period, villagers of this kind kept a large scale management of Field of Myo as the tillers of the soil.